



- 3 | 道標 野村美穂 = 岐阜県議会議員
- 4 | 特集1 富樫幸一 = 岐阜大学地域科学部名誉教授/岐阜県地方自治研究センター理事長
地方創生の10年目の新しい芽 — 岐阜、名古屋、各務原、川辺町から
団塊の世代を長期的な雇用や生活様式の変容から振り返る。名古屋市から岐阜県にかけても都心回帰や新しい郊外化の現象がみられる。地方創生に関わった各務原市と川辺町では、産業や人口流動の詳しい動きをみる。
- 19 | 特集2 河合 壘 = 岐阜大学地域科学部教授/岐阜県地方自治研究センター研究員
新卒採用6か月での分限免職処分はどこまで可能か
— 宇城市(職員・分限免職)事件・福岡高裁判決を素材として
新規採用された市役所職員(条件付採用職員)が、成績不良を原因として分限免職処分を受けた。判決では処分無効とされたが、無効と判断されたポイントや、そこから見て取れる背景事情、実際の実務的な留意点などについてまとめている。
- 26 | 特集3 神谷慎一 = 弁護士
刑事司法の課題 — いわゆる「袴田事件」が示すもの
袴田事件には日本の刑事司法の問題点が凝縮されている。そのうち、自白を強要したり証拠をねつ造・隠滅してしまう検察官、無実に関わる証拠開示制度がなく時間も掛かりすぎている再審法、最大の人権制限である死刑制度を取り上げる。
- 37 | 地域レポート1 土屋雅義 = 関市議会議員
事業承継を取り巻く関市の課題と取り組みについて
- 42 | 地域レポート2 粥川加奈子 = 大垣市議会議員
人口減少社会の中で地方自治はどうあるべきか
- 46 | 報告 センター事務局
第40回地方自治研究全国集会(しまね自治研)
- 55 | 編集後記

フェムテックで女性特有の健康課題を解決できるか？

岐阜県議会議員 野村美穂



女性特有の健康課題とは何でしょうか？それは大きく4つあります。

- ①月経随伴症状
- ②更年期障害
- ③女性特有のガン
- ④不妊

これらの課題が社会に及ぼす経済的損失は、3.4兆円とも言われており、解決すべき課題であることは間違いなさそうです。

フェムテック（Femtech）とは、女性（Female）とテクノロジー（Technology）を組み合わせた造語で、女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービスを指します。フェムテックは、女性の健康課題解決に大きな可能性を秘めています。では、なぜフェムテックが注目されるのでしょうか？以前と比べて女性特有の健康課題への理解促進により、生理、妊娠・出産、更年期など、女性特有の健康課題への理解が深まり、タブー視されがちだった問題がオープンに語られるようになったことが大きな要因です。

また、テクノロジーの進化により、スマートフォンやウェアラブルデバイスの普及により、個人に合わせた健康管理が可能になり、新たなソリューションが生まれやすくなりました。

そういった社会全体の意識変化により、女性の社会進出が進み、女性の健康課題は個人だけでなく、企業や社会全体の課題として認識されるようになってきました。

フェムテックで解決できることとして、以

下4点が挙げられます。

- ①月経周期管理：生理周期を記録し、PMS（月経前症候群）などの症状を予測することで、生活リズムの改善に役立ちます。
- ②不妊治療：AIを活用した精子・卵子の分析や、遠隔診療によるサポートなど、不妊治療の効率化が期待できます。
- ③更年期症状の緩和：更年期症状のセルフケアアプリや、ホルモン補充療法の実施の増加など、生活の質向上につながります。
- ④性に関する悩み相談：匿名で気軽に相談できるプラットフォームの提供により、性に関する悩みを抱える女性をサポートします。

一方でフェムテックの課題として、以下3点が挙げられます。

- ①情報の信頼性：様々なフェムテック製品やサービスが登場する中で、情報の信頼性を確保することが重要です。
- ②医療機関との連携：フェムテックは医療行為を代替するものではなく、医療機関との連携が不可欠です。
- ③経済的な負担：一部のフェムテック製品やサービスは高価であり、経済的な負担が大きいという課題もあります。

フェムテックは、女性の健康課題解決に大きな可能性を秘めています。今後、より多くの方がフェムテックを活用し、健康的な生活を送れるよう、年齢や性別を問わず社会全体で取り組んでいく必要があります。

地方創生の10年目の新しい芽 ：岐阜、名古屋、各務原、川辺町から

岐阜大学地域科学部名誉教授／岐阜県地方自治研究センター理事長 富樫幸一



1. 地方創生の10年

2024年の総選挙の後、最後にもまたふれるが、引き続き石破首相の下で地方創生ビジョン2.0が発表された。ちょうど10年前の日本創成会議による「消滅可能性都市」の提起を受けて、政府がすぐに開始した地方創生総合戦略によっても、少子高齢化、特殊出生率の低下による人口減少にはまったく歯止めが掛からなかった。東京への人口集中は、コロナ禍で一時的に止まっていたものの、2023年以降は再び継続している。

将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所（2013年）では、出生率の上昇と、地域間での移動については閉鎖人口として推計していた。創成会議では地方からの人口流出傾向をそのまま用いているので、よりシビアな推計を行っていた。そこでは総人口の予測だけではなく、子どもを産むことのできる女性が半減する問題に焦点を当てたことで、非常に大きな関心を引き起こした。農山村地域の自治体が「消滅」するのかどうかを巡っては、移住や定住、関係人口、地域づくりの動きなど、別の視点から議論が行われている。

社人研の2020年国勢調査に基づいた新しい推計（2024年）では、流出傾向をそのままとしたものに変更しており、2024年の創生会議報告も今回はその数値をそのまま用いている。自治体に求められた人口ビジョンは、出生率の回復と、人口流出についても楽観的な数値を用いていることが大半であった。これでは地域間での人口の「奪い合い」ということにもなっていた。

『自治研ぎふ』ではこれまでに、初期の地方創生をめぐって先行した池田町の取り組みをはじめ、郡上市での移住の動き、2020年国勢調査では岐阜県の市町村についてと、コロナ禍後の岐阜市内の中心部などの動き、そして各務原市大野町^{※1}の取り組みなどを取り上げている。

今回は、第一にこの10年にとらわれずに、第二次大戦後の「団塊の世代」が今、高齢化を迎えている中で、高度成長から「失われた30年」までの長期的な雇用や生活様式の変容から振り返って、制度的、慣行的な問題とその変化からみしてみる。第二に、岐阜県の人口の動きは、隣の愛知県、名古屋市への流出も併せたものと連動している。名古屋市内や

※1 本誌では以下のように取り上げてきた。「人口減少の落ち込みを緻密に捉える／再生に向けて盛り返すものは何か」『自治研ぎふ』115号、2016、「地方創生」と新しい地域づくりの方向」129号、2021、「まち・ひと・しごと」、10年以降も住つづけられる地域に」133号、2022年。また以下でも論じているので参照されたい。「書評：中澤高志（2024）：『ポスト拡大・成長の経済地理学—地方創生・少子化・地域構造』」経済地理学年報、70-3、2024年、日本評論社。

その郊外でも都心回帰や新しい郊外化といった現象がみられており、ここでの人口ビジョンと、岐阜県との関係から見直してみる。第三に、地方創生総合戦略で関わっている各務原市と川辺町について、会議や資料では触れていない産業や人口流動のより詳しい動きについてみる。第四に、全国的な問題であるが雇用と生活様式において、進んでいる変化と地域づくりに向けた大きな課題について検討してみる。関わっている会議や、個人的な経験も交えていく。

2. 戦後80年、それぞれの世代の経験

(1) 団塊の世代の出生から現在まで

現在でも最も人口が多い年齢階層は、第2次大戦後に日本が平和になった時代の1947～49年の3年間の生まれた「団塊の世代」である。戦後のベビーブーマーは世界的な現象だが、日本ではわずか3年間で出生が止まったのは、優生保護法の改正によって「経済的な理由」による妊娠中絶を認めたからである。戦後、まだ生活が貧困な中であって、結婚から妻の出産が2～3人で止まった。戦前は5～6人の兄弟・姉妹も普通だった。この戦前生まれの年齢層も、すでに90代を超えてずいぶん亡くなっている。

朝鮮戦争後の復興後、1955年から日本は高度経済成長に入る。戦前生まれで戦後の新制中学を卒業した世代はまず、「金の卵」と呼ばれて集団就職などで東京、大阪などの大都市に流出した。岐阜県の場合だと、県内出身者が大都市に流出した一方、繊維工場には地方から若い女性が数多く働きに来ていた。

こうした工場で働きながら、短大で保育や幼稚園の資格を取得して、また地方に戻った人に出会うこともある。

団塊の世代は高校進学率の上昇からさらに、60年代末には大学進学率も急激に高まる。予備校などの「受験戦争」を通り抜けて、大衆化した大学教育を批判して、学生運動に参加した世代でもある。その後、東京などに留まったこの層は、アパートや借家に住んで結婚、出産を経て、70年代に入ると一斉に郊外住宅を取得していく「住宅すごろく」となる^{※2}。しかし、これで「上がり」ではなく、次の団塊ジュニアを転出させながら、2020年以降になると一斉に高齢化を迎える。

各務原市の郊外団地でいま、自治会やまちづくり会のリーダーとなっている人たちに自身の経歴も語ってもらおうと、工場で働き始めて、大学・大学院でさらに学びながら、1980年代の日本の国際競争力、さらには海外進出も担ってきたという。60歳だった定年を過ぎても、その技術力を買われて70前後まで働いてきた人たちでもある。日本が得た国際競争力は、大企業の男性からなる日本型経営、あるいは日本的雇用慣行に支えられていた。しかしこれは、妻は専業主婦として家事と子育てを支え、また地域のコミュニティや、PTAを担った層でもある。

少し戻るが、第2次大戦中は各国で兵士として戦場に向かった男性の代わりに、軍事工場では女性も数多く動員されていた。これは労働の「希釈化」と呼ばれる。また、若年者でも徴兵前に徴用で地方から東京などに働きに出ていた人も多い。個人的なことだが、実は亡くなった父も山形から東京に出ていた。

※2 労働とジェンダー関係、生活空間の変容については、岐阜大学の総合科目で触れている。富樫「職場・家族・地域を通じたジェンダー関係の形成と再編」岐阜大学教養部「性」研究会『男と女の話』1995。

戦場だけでなく、侵略していた旧満州や朝鮮の経験を持つ層でもあり、戦前でも意外に多くの人口移動が行われていた。

戦後の復興の中で、人員整理やストライキも多かったが、その際、工場にいた女性を解雇して、当時は家計の中心だった男性を残したことがその後の日本の雇用慣行に大きく影響している。賃金の上昇と「終身雇用」が確立したことが、女性を「専業主婦」として家庭に残す習慣を生んだのである。多少は国によっても異なるが、ジェンダーや年齢、人種による差別が禁止されていることがある。日本で女性が結婚、出産後に職場を離れる M 字カーブは、あと韓国を除いては例外であった。

こうした経歴を国勢調査などの統計でトレースすることはできないのだが、岐阜市で行った市民アンケート（2007）では、予想以上に国内外の経験をもつ人たちが多かった。農村や地方都市でも、生まれてから現在まで、ずっと定住していたわけではないのである。

(2) 郊外団地の経験と今

名古屋都市圏の郊外団地の典型の一つである、各務原市をみてみよう。東部の丘陵地帯には、まず市内の工場の住宅団地が生まれ、ついで鵜沼地区には大規模な住宅団地が次々に造成される。西部の岐阜市と隣接した地域にも尾崎団地などができる。団塊の世代はここでも住宅取得をめぐる抽選の競争率は高かった。70年代に入ると消費者物価や土地・住宅価格も上昇するが、73年の第一次石油危機直前までは住宅建設の費用はまだ安く、ローンも物価・賃金が上昇する中で、相対的に負担は軽減された。

日本型雇用慣行の特色とされた終身雇用と年功賃金は、こうしたライフスタイルを支えるものとなっていた。後述するように、雇用

のジョブ型への転換が今、議論されているが、高度成長期には経営、労働組合ともに、男性の雇用と専業主婦、子育てが保障される生活給を春闘などを通じて制度化していた。この賃金水準は、住宅ローンとともに、団塊ジュニアの世代の高まる大学進学をも支えていた。

われわれはその後の少し後の年代だが、1975年に国立大学に入学した当時でも、年間の授業料は3.6万円、入学金が1万円から5万円に上がった年で、私立大学でも授業料が30万円程度だった。テレビや携帯もなく、寮なら3万円、下宿でも4万円あれば暮らすことができた。ヨーロッパとは違って、大学の授業料は個人の家計の負担とされたので、それぞれ57万円以上、私立であれば100万円まで一気に上げられていく。

次の70年代生まれの団塊ジュニアの大学進学者は、1990年前後に受験に向かい、各大学は学生定員の臨時増募でこれを迎えた。日本の大学のもう一つの特色は、国公立大学は全国に分散しているのに対して、私立大学が東京圏や京阪神に集中したことである。工場等制限法、工業再配置法により、大都市圏の周辺部からさらに、地方の低廉な労働力と土地を求めて、1970年代には東北や九州にも分散する。この場合の「等」とは大学設置基準で大学・学部の新増設を審査する際に、東京都区部や準用された名古屋市内ではないことを条件づけた。しかし、多摩や神奈川中央部などに私立大学は次々に新しいキャンパスをつくる。受験がさらにセンター試験の偏差値で序列化されていくと、大都市の大学の吸引力はいっそう高まった。この団塊ジュニアの層では、地方の国立大学（岐阜大学も）と東京の有力私学を併願・合格されると、後者への流出が顕著であった。

このジュニア層は、進学後の就職も大都市圏に留まった。これを年齢別の層（コーホート）のシフトから見てみよう。

(3) 各務原市の世代からみた人口と就業

高度成長期に郊外団地が開発された各務原市で具体的にみる。

図1は2000年からのコーホートのシフトのグラフを作成している。団塊の世代が流入した住宅団地の造成が一段落し、3,000～2,500人台に落ちてくる。2000年代後半の50代前半の年齢層が、2010年には60代、2020年になると70代前半にシフトしてくる。死亡（生残率の低下）により、徐々にこのピークは下がる。

団塊ジュニアは2000年には約2,500人で、70年代中盤にすでに特殊出生率は人口維持水準の2.08を下回ってきたことで、その親の層よりも少ない。また、既に就職で一部はすでに流出していく。大学生については、住民基本台帳の人口だと、住民票を自宅に残したままで、大都市に流出していることがある。自動車免許の取得や成人式を地元でというが、18才で選挙権が得られて、また20歳前後の投票率は低いので、これも問題がある。なお、国勢調査は現住所なので、岐阜大周辺でも国勢調査でみる人口は、住民台帳によるものを上回っている。

ジュニアの年齢層はこの約2,500人でシフトしていく。その結婚、出産後の第三世代に

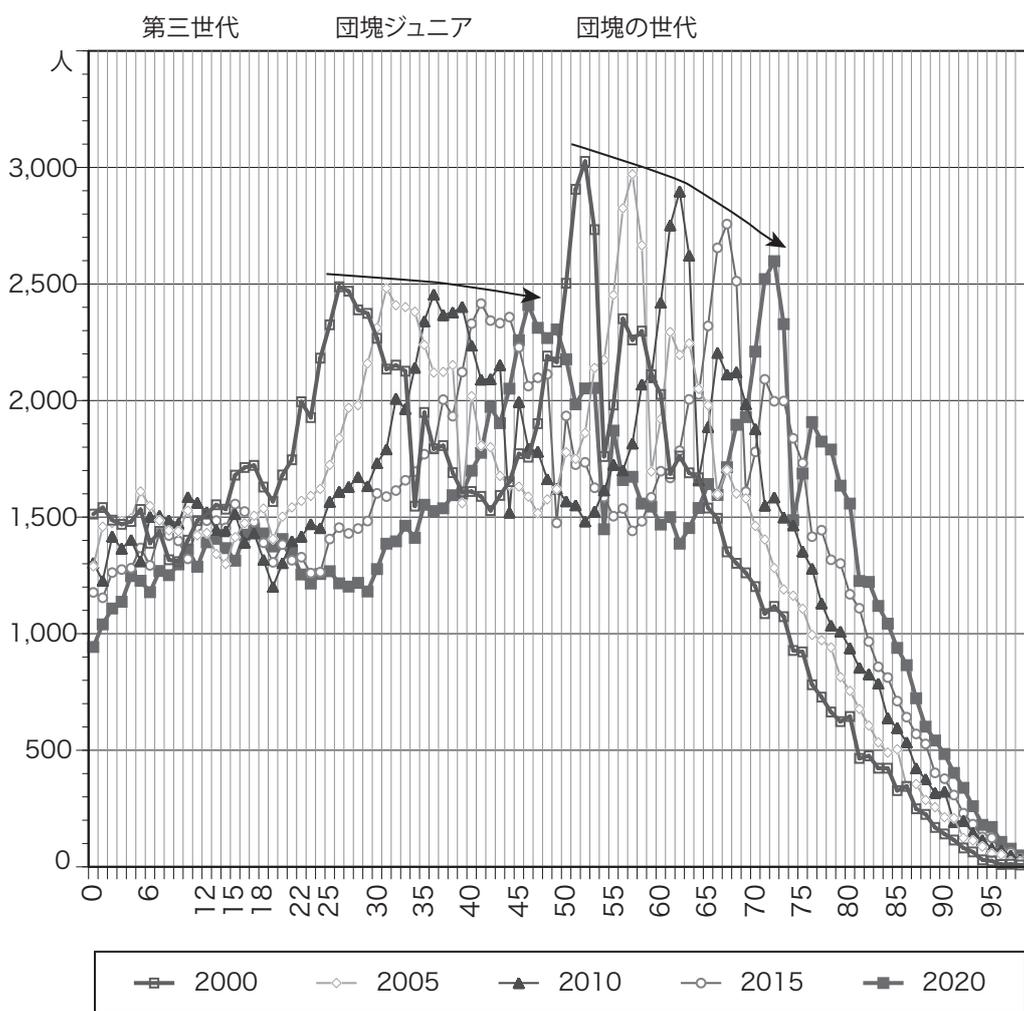


図1 各務原市の年齢別人口の推移, 2000-2020
資料：国勢調査

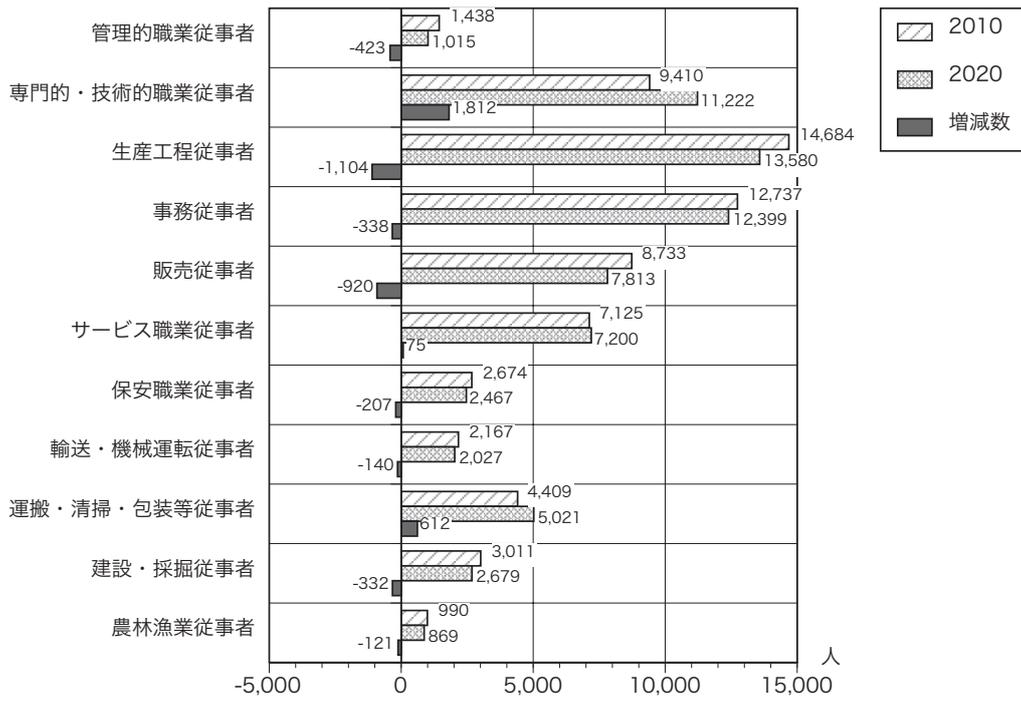


図2 各務原市の職業別従業者数の変化、2010-2020年
資料：国勢調査

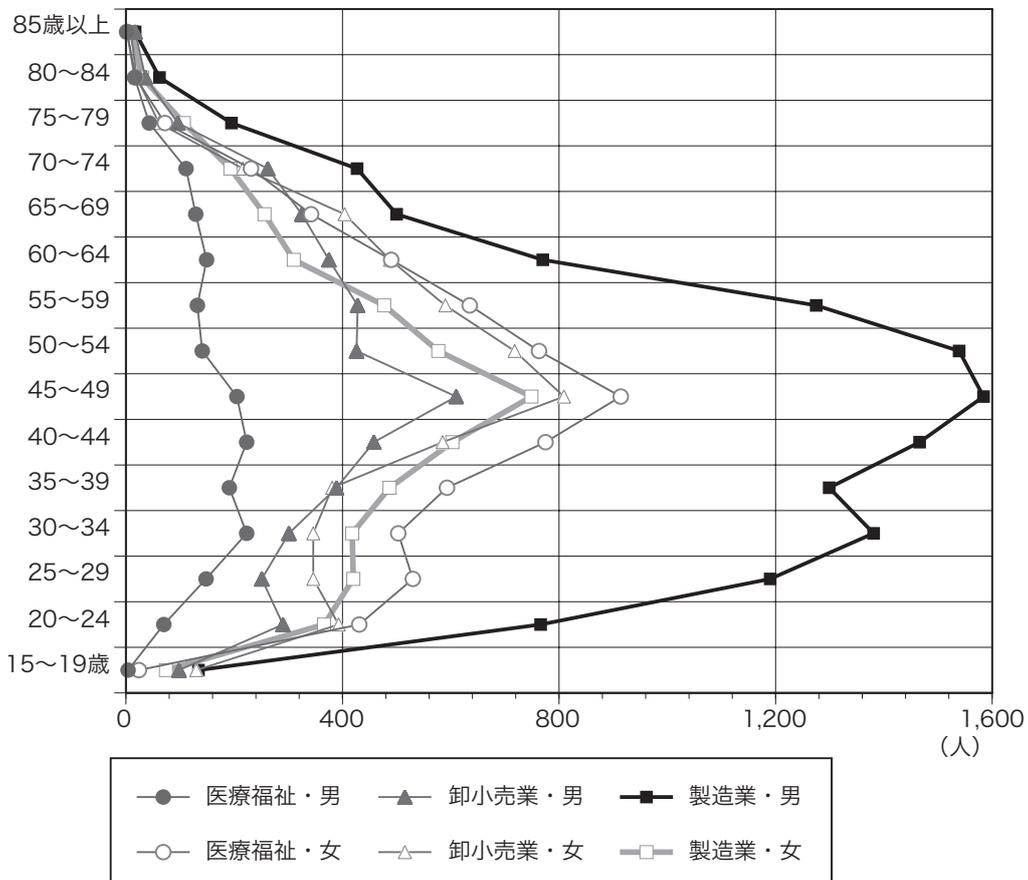


図3 各務原市の製造業、卸小売業、医療福祉の性別従業者数、2020年
資料：国勢調査

当たる年齢層では1,500人前後で、2020年には1,000人を切っている。合計特殊出生率は2015年はまだ1.63だったが、2022年には1.46と下がっている。ただし、市内でも人口が増えている合併した川島地区では、子どもの年齢層も比較的維持されている^{※3}。

次に、就業人口から2010～20年の間の団塊の世代などの変化をみる（図2）。職業別では製造業を中心に多かった「生産工程従事者」が14,684人から13,580人に1,104人の減少、「管理的職業従事者」でも1,428人から1,015人に減っている。

定年延長や再雇用で70歳近くまで働いてきたこの世代の男性も退職を迎えている。前述のように仕事を中心だったが、退職後に団地の自治会やまちづくりの会のメンバーとなっている人たちに、経歴もインタビューすると、愛知県側の工場などに勤務し始めて、技術革新や事業の海外展開を担ってきたことを語ってくれた。妻は専業主婦で、地域やPTAの活動を支えてきたのである。

「専門的、技術的職業従事者」は9,410人から11,222人から1,812人、増加しており、機能の高度化が進んでいるとみられる。「運搬・清掃・包装等従事者」で4,409人から5,021人に増えていることでも、運輸機能の増加が伺える。新しい工業団地でも、流通機能を兼ね備えた企業の進出が進んでいる。「事務従事者」は12,737人から12,399人、「サービス職業従事者」でも7,125人から7,200人でほとんど変化がない。

さらに中心になっている製造業、卸小売業、医療福祉の3業種について、年齢別と性別の構成をみてる（図3）。製造業では団塊ジュ

ニアの男性で40～50代前半にピークがあり、20代の若年層はその半分程度である。女性では男性の半分程度だが、40代後半にやはりピークがみられる。卸小売業ではほぼ女性の方が多く、やはり団塊ジュニアにピークがある。一方、医療福祉では、男性は30～40代でなだらかな分布になっているが、女性は福祉を主としてみられる40代後半前後が多く、20代～30代前半で就業者数では製造業の男性に次いでいる。

つまり製造業がさかんで、尾張側の工場への通勤者数も多いが、現在は主力となっている団塊ジュニアの年齢層も、あと20～30年後には退職を迎えることが確実である。委員として関わってきた産業振興ビジョンの委員会では、ポストコロナ禍で、再び深刻な人手不足を訴えられている。総人口の減少以上に、団塊の世代の退職に続いて、就業人口の面での団塊ジュニアの層を失っていくことが非常に心配される。

（4）名古屋大都市圏における人口の最近の動向

最新の国勢調査は2020年であるが、岐阜県内の旧市町村（平成の合併前）における2015年からの増減についてはすでに見ているので（注1、富樫、2016）、今回は範囲を愛知県側に広げて、岐阜県は中部から西部、愛知県では尾張と西三河西側の市と、そしてさらに名古屋市内の区別の変化についてみる（図4）。

大阪都市圏でも都心回帰がみられるし、東京大都市圏の場合でも都心回帰と郊外の高齢化に加えて、北東部のつくばエクスプレスの沿線の開発や、かなりバラついたまだら状の

※3 岐阜県地方自治研究センター『各務原市のまちづくりと市民活動』2023年で、市内各地区の人口の動きをみている。

変化も生じている^{*4}

豊田市、岡崎市、一宮市、岐阜市の40万人前後の都市は停滞傾向となっている。かつては郊外団地の開発で人口が増えた春日井市や岐阜県内では多治見市、各務原市などでは高齢化に伴って停滞や減少傾向に転じている。さらに海津市、津島市、愛西市といった濃尾平野でも西側では減少に向かっている。美濃市、関市、本巣市のように中山間地域も抱えているところでは、市内での格差がみられる。

もっとも増加率が高いのは、名古屋市の中区と東区であり、中村区や瑞穂区も続いて、人口の都心回帰が鮮明である。この2つの区の年齢構成をみると(図5)、中区は25～29才を中心に、20代前半と30代前半にピークがある。続いて50代前半であり、0～19才の層はかなり少ないが、単身者の流入と、一部に幼年層がみられる。

東京都区部の中央や大阪市の都心部と同じような傾向だが、名古屋市では特に都心部のマンション群がもともと多かつたし、最近ではオフィスビルをマンションに建替える傾向も続いている。東区の白壁地区では、城下町時代の武家屋敷群を引き継いで、市内でも高級な建築物が集まっており、高さの制限と正面の景観を守るルールが定められている。

ついで、緑区と守山区のように郊外化もまだ続いている。しかし、市内でも港区や南区、北区のように減少している地域との差も現れている。最も増加傾向にあるのは長久手市、大府市、日進市、尾張旭市、北名古屋市など北部、東部や南部で名古屋市に隣接しているエリアとなっている。

長久手市の年齢構成をみると30代後半か

ら40代の団塊ジュニアが多く、70代の団塊の世代の倍近くとなっている。0～20代前半のジュニア世代の子どもと若年層も安定している。地方創生総合計画(2024年改訂)では、2028年には6.5万人、特殊出生率も1.55(2012年)から1.6に引き上げる計画となっている。指標でも「地域で「たつせがある」と思う人の割合」というユニークなものを掲げている。ジブリパークやIKEAの出店などで好調なこともあるだろう。安城市、碧南市などの西三河での人口増加は、自動車産業などの製造業の集積によるもう1つの傾向である。

2023年の名古屋市の社会動態をみると、転入が109,079人、転出、97,299人で、11,780人の転入超過となっている。岐阜県からは転入、6,208人、転出、5,120人で、1,088人の転入超過である。性別にみると、転入は、女性が3,152人、男性が3,056人で女性の方が少し多いくらいである。名古屋市だけをとれば、岐阜県側からの女性の流出超過にはそれほどではない。

名古屋市の人口ビジョン(2020年)をみると、人口は2000年以降、毎年、上記のように約1万人の増加傾向が続いており、2024年の実績では233万人となっている。高齢化と少子化に伴って自然減となり、特殊出生率も1.42と全国平均並みで、東京都のように0.99のようにはなっていない。転出入は、コロナ禍の3年間は転入が減っていたものの、その後、再び、増加に転じている。

転入超過は国外からと中部からになっており、関東へは転出超過である。関西方面も併せた大学進学とともに、女性の情報通信業やサービス業での転出が多い。名古屋市の将来

※4 鯉坂 学他『さまよえる大都市・大阪』ミネルヴァ書房2019年、前掲、注1の中澤。

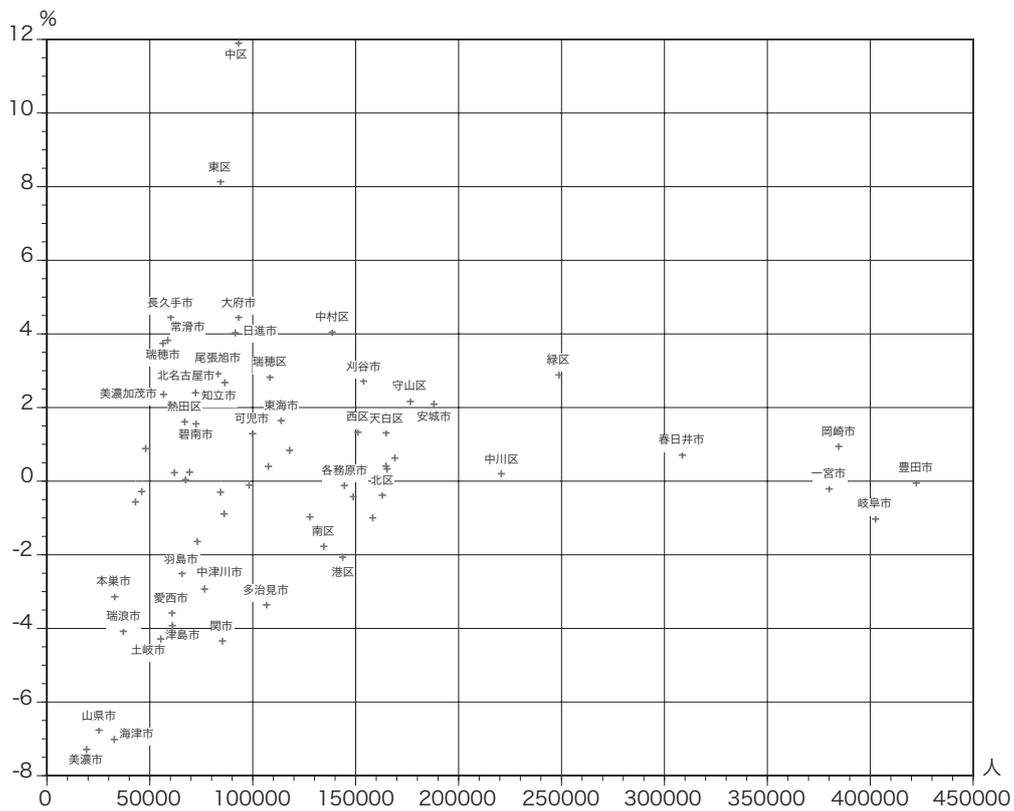


図4 名古屋市区部と周囲の尾張・西三河，岐阜県の南東部の市の2020年人口と2015年からの増減率 資料：国勢調査

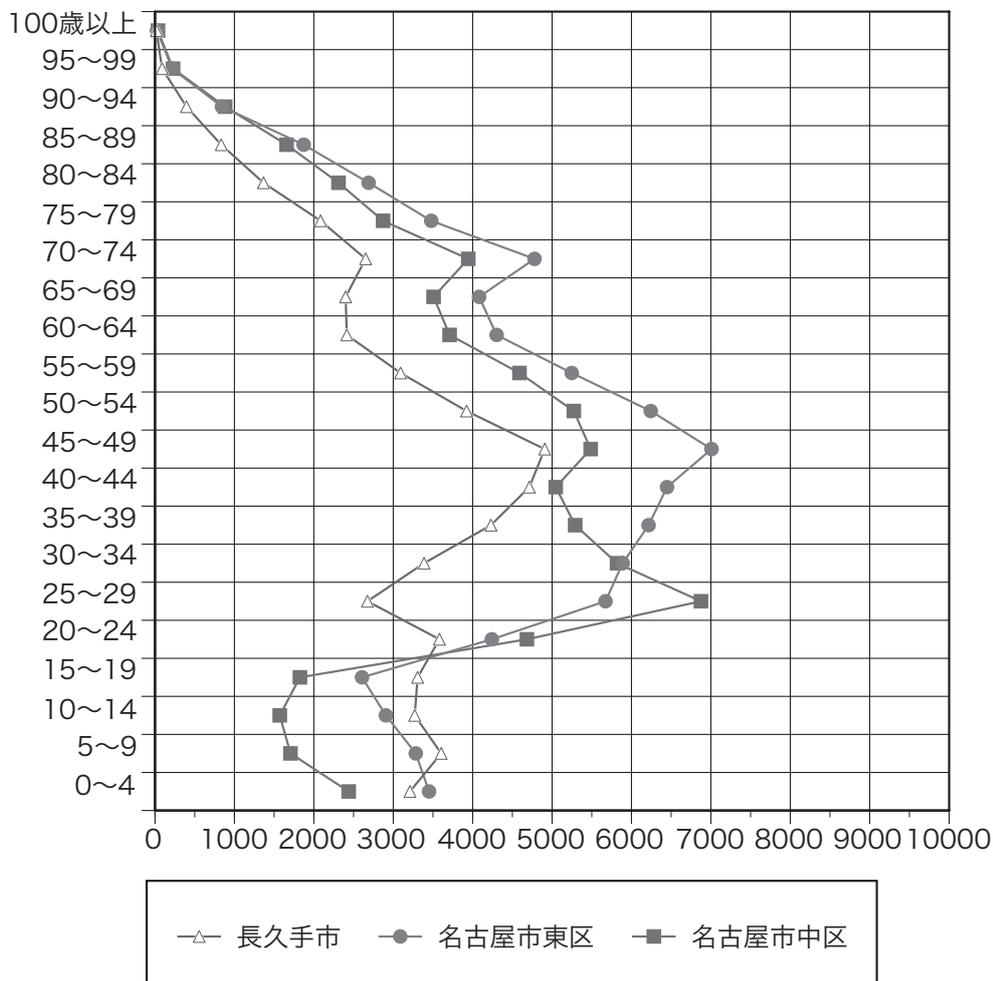


図5 名古屋市の中区と東区、長久手市の年齢構成 資料：国勢調査

人口の推計では、東京圏への転出超過を半数程度解消するケースを求めている。この点では、名古屋市すら「ダム機能」を果たしていないわけである。

(5) 川辺町と加茂郡周辺の人口の動き

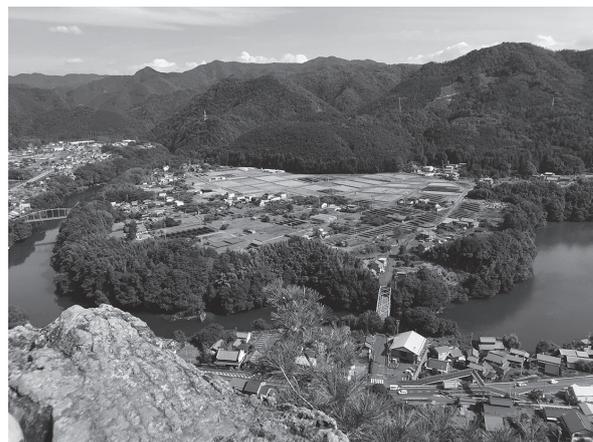
もう一つ、周辺地域と地方創生の事例として加茂郡の川辺町について紹介しておきたい(表1)。

川辺町の転入者数(2023年)は、県内、183人、県外から181人、計364人である。県内は、可児市から44人、美濃加茂市、40人が多く、白川町、13人、七宗町、8人、県外は愛知県が53人、外国が89人となっている。隣接する美濃加茂市、可児市との間での移住の他、外国籍市民が1割と国内でも最も多い美濃加茂市で、さらに隣り合っている古井地区の続きということだろう。加茂郡内では白川町や七宗町からの移住者もあるが、かつては白川高校(加茂高校の分校)があったが、廃校となったために近い川辺町に移ったが、農地を残して通っているという話も聞く。なお、白川町の黒川には有機農業の移住者が集まっていて、最後で触れる学生の就職先となった。

川辺町からの転出は361人で、転出入がほぼ同じになっている、県内に185人、県外

が176人でこれも同じくらいである。

町内では、飛騨川左岸の比久見に新しい家が建っている。北川辺では空き家が増えていたが、移住者や新しい店舗もできて、対策が進んでいる。大東建託が行った「住み続けたい街」のランキングで、川辺町は県内1位(2024年)である。



川辺町、遠見山から飛騨川を見る

地方創生審議会の資料からみると、空き家バンクの登録済みの物件(2021~23年)は63件で、成約件数が44件と好調である。里山登山者数は7,923人(2021年)から2023年には42,389人と大幅に増えている。遠見山の下麻生地域では、地元のボランティアが登山道の整備を進めている。また、YAMAPとの協定による連携でも大きな効果をあげており、同社の成功例としても紹介されている(日経MJ、2024年11月23日)。

表1 川辺町の人口の転出入(2023年)

転入 364	岐阜県内	可児市	美濃加茂市	岐阜市	白川町	七宗町	その他
	183	44	40	14	13	7	65
	岐阜県外	愛知県	外国				その他
	181	53	89				39
転出 361	岐阜県内	可児市	美濃加茂市	岐阜市	白川町	八百津町	その他
	185	34	66	15	10	10	50
	岐阜県外	愛知県	外国				
	176	64	22				90

資料：岐阜県人口動態調査

3. 所得・賃金と家計からみた地域差

実際、個人の就業率や、家計の所得、収支の地域差について、最近の統計から見てみよう（表2）。

県民経済計算によると（2020年）、1人当たり県民所得は、全国で313万円、東京都は520万円と非常に高い。しかし、東京都の産業関連表によれば、大企業の本社が集中して

いることによるところも大きいし、そこで働く就業者の所得も高い。名古屋市は370万円と全国平均よりも2割程度高いが、岐阜県では288万円とそれを下回っている。

賃金の統計から、産業別と性別で岐阜県と全国で比較してみる（図6）。「金融業、保険業」が全国ではトップで、岐阜県でも同じ傾向だが、男女とも若干の差がある。岐阜では公益事業の「電気・ガス・熱供給・水道」が男性

表2 所得、家計調査による全国、東京区部、名古屋市、岐阜市の比較（万円）

	全国	東京都区部	名古屋市	岐阜市
1人当たり県民所得	313	520	370	288
家計調査による年間収入	634	816	657	701
財・サービス支出計	258	312	249	285
貯蓄	1,791	2,542	2,333	1,955
負債	572	790	845	529
住宅・土地のための負債	518	749	796	467

資料：県民経済計算（2020年）、家計調査（総世帯、2020年）

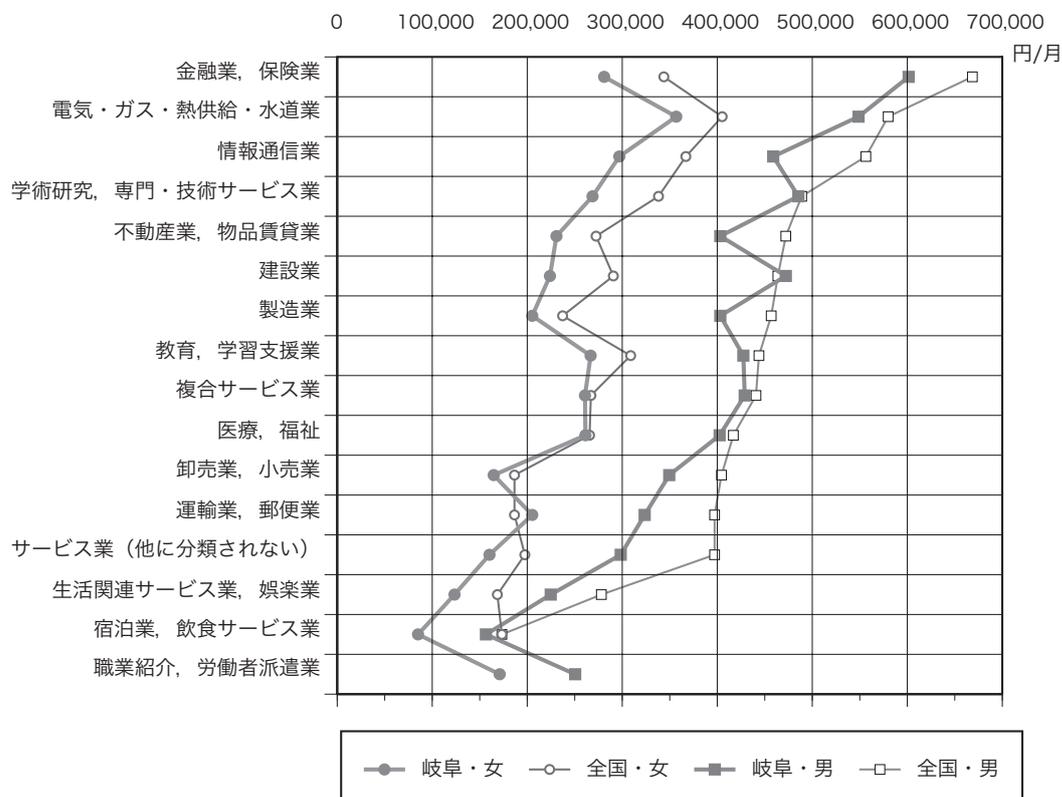


図6 産業別、性別の全国と岐阜県の賃金
資料：毎月勤労統計（2023年）

で40万円、女性でも35万円で1位である。全国では「情報通信業」が3位になっているが、岐阜では男性で46万円、女性は30万円と低い。情報産業の約半分は東京に極端に集中しているのだが、他の経済センサス（特定サービス業実態調査も）の統計を見ても、岐阜は小規模な企業が多い。期待されるメディアやICT産業では大手のスポンサーも少ないこともあって、制約を受けているのではないだろうか。

全国的にも「宿泊、飲食サービス」では20万円以下で、岐阜県では「生活関連サービス業、娯楽業」、「(他に分類されない)サービス業」、「職業紹介、労働者派遣業」、「卸売業、小売業」でも男性だけではなく、特に女性の低さが著しい。「複合サービス業(郵便局、農協)」と「医療、福祉」では男女差はほとんどないが、これも全国水準よりはかなり低い。

家計調査(2020年、県庁所在都市と政令市)による総世帯の年間収入は、全国が634万円、東京都で816万円、名古屋市は657万円である。就業率を性別に見ると(国勢調査、2020年)、全国が83.4%と46.1%、東京都で82.5%と43.9%、愛知県、85.9%と48.0%に対して、岐阜県では84.4%と52.9%で、女性の就業率が少し高くなっている。パートなどの家計補充的な女性の就業もあるだろうが、世帯単位でみた所得の高さにも反映してかもしれない。

岐阜市については701万円と高い数値がでている。家計の収支簿に記入を求めるサンプル調査なので、これまでも高い傾向はみられた。

財・サービスの年間支出でも、東京都の312万円、名古屋市の249万円に対して、岐阜市は285万円と比較的高い数字となっている。よくいわれる「喫茶店代日本一」の元に

なっている調査である。自動車の任意保険料でも全国1位(2021年)、教育費では5位(同、習い事の多さ)も特色である。

ストックを表す貯蓄では、全国が1,791万円、東京都区部、2,542万円、名古屋市、2,333万円、岐阜市、1,955万円の順である。一方、負債の面では、全国、572万円、都区部、790万円、名古屋市845万円に比べて、岐阜市は529万円と少ない。その要因は、住宅・土地のための負債が順に、572万円、790万円、845万円に対して、岐阜市では467万円と少ないからである。持ち家率の高さと地価の低さが反映しているだろう。

今度は個人、家計のミクロに対して、地域集計的な資金循環をみてみよう。日銀統計によれば、2023年度は、全国でも預金量は987兆円、貸出金596兆円、預貸率では60.4%と貯蓄超過となっている。マクロ的には企業の内部留保は600兆円を超えており、人口減少と所得・消費の停滞の中で、国内への投資は低迷していた。

県別には、岐阜県は預金、90,802億円、貸出金は35,864億円、預貸率は39.5%に過ぎない。人口当たりの貯蓄は、454万円、上記の家計調査に見合っている。愛知県でも503,450億円、262,873億円、52.2%で、全国平均を下回っている。岐阜県や三重県の地銀は愛知県の金融市場に参入しており、十六銀行、大垣共立銀行でも、愛知県側での事業の方が大きくなってきている。岐阜県では貯蓄超過、貸出不足になっている。

4. これからの予測と課題

(1) マクロ経済と社会の状況

ここまで見てきた人口減少と「地方創生」をめぐる必要と考えられる視点をまとめて

みる。^{※5}

第一に、日本とその地域の人口の変動についてだが、第二次大戦後の「団塊の世代」の出生が突出したピークとなったことが、その後の80年間の人口数と年齢構成に大きな影響を与えた。この世代は2020年代には70才を越えており、退職からあと10～20年で女性、男性ともに死亡を迎えるので、大きな人口の自然減をもたらす。「団塊ジュニア」の層も今、40代に入っており、これもあと20～25年程度で退職を迎えるだろう。三世代目は今、20才前後になっているが、特殊出生率の低下のために減少を続けている。労働力としてみると、女性の就業率の上昇と定年延長、高齢就業、そして外国籍労働力の流入が労働力人口をまだ支えている。しかし岐阜、愛知などの製造業で支えられてきた地域では、前述のように現在の40代の層もリタイアを迎えていくことで、さらに労働力の減少には拍車がかかる。

第二に、高度成長期に確立してきた日本の産業構造、とりわけ日本的な雇用慣行は、新自由主義的な経済政策によって変質してきている。大企業の男子労働者と専業主婦をモデルとした家族のあり方が成り立たなくなっている。労働者派遣業は、高度成長期には労働手段を持たない製造業では禁止されていたのが、製造業でもサービス業でも派遣業が解禁されたことで、再び低賃金労働力の層を生んだ。フルタイムの労働者でも、長時間で過密な労働として回避されていることも、テンポラリー・ワーカーの増加の原因である。

産業構造が工業・建設業から、商業・サービス業、とりわけ福祉・教育分野に同時に転換していることも、不安定・低賃金の就業者の増加、とりわけ女性や高齢者の困窮を招いている。

賃金と所得も、年功型では高卒・大卒の新規採用の低賃金から、結婚、住宅、学費などの上昇に併せてモデル賃金としてカーブを描いてきた。住居費の高さは世界でも共通した問題だが、家族に大学などの高額な学費、さらには貸与型の奨学金を負担させてきたのである。

国立大学財政の悪化や、私立大学の定員割れのために、団塊ジュニアの層までは受け入れてきた高等教育のあり方が今、問われている。他方で、授業料の引き上げと、一部での学費免除の動きが今、進んでいる。大都市圏の集中していた私立大学でも、都心への回帰と学部再編が進行している。進学や就職を契機とした若年層の地方からの流出は、大学も地域志向を強めつつあるとはいえ、まだなかなか止まらない。

第三に、バブル崩壊後の1990年代～2020年代の間に、GDPはほとんど伸びず、「価格破壊」と並行して賃金が抑制されたために、労働分配率は70%から60%を下回っている。賃金、家計収入が伸びないために、国内需要は当然、低迷している。したがって、企業も国内投資を回避して、500兆円もの内部留保を抱えたままである。

国内の貯蓄も2,000兆円を超えているが、半分は銀行預金に留まって、銀行自身も融資

※5 小林慶一郎『日本の経済政策』中央公論社、2024年。濱口桂一郎『ジョブ型雇用社会とは何か 正社員体制の矛盾と転機』岩波書店、2021年。近藤絢子『就職氷河期世代 データで読み解く所得・家族形成・格差』中央公論社、2024年。D. グレーバー、酒井隆史他訳『ブルシット・ジョブ クソどうでもいい仕事の理論』岩波書店2020年、などを参照。

先が不足している。超低金利は地方銀行などの経営を圧迫してきたが、民間企業の投資の低迷は融資先の不足ともなっている。「貯蓄から投資へ」をスローガンに、NISAを浸透させようとしている。しかし、運用先はアメリカを中心とした世界（S&P、オルカン）なので、国内で投資や雇用を生むわけではない。エネルギー価格の上昇と円安は、輸入品の物価を上昇させている。ただしロシアのウクライナ進攻などの政治的な不安定要因はあるものの、脱炭素と再生エネルギーの浸透の中で、原油・石炭・ガス価格は維持が精いっぱいになっている。

円安による輸出企業の収益と、海外投資からのリターンは、貿易収支の若干の赤字を上回って、国際収支の上では黒字となっている。それにも関わらず、低金利・ゼロ金利政策は円安を誘導してきた。クラウド分野でのデジタル収支の赤字も巨額になっている。ようやく黒田総裁時代の日銀の政策が見直され、国内金利を徐々に引き上げつつある。低金利は国債の巨額の発行を支えていたが、実質金利のマイナスは、貯蓄に依存する年金生活者の生活の支えを失わせていた。

このような経済状況下で、地方創生の「ローカル・アベノミクス」は政策的な効果を生むことはできなかった。産業と雇用、生活の構造転換こそが必要だったのである。コロナ禍後に再び強まった深刻な人手不足は、賃金や「下請取引」の上昇をまだ伴っておらず、労働者の生活と中小企業の経営を圧迫している。大手企業では今、一気の初任給の引き上げが始まっている。

(2) 地域づくりにみられる新しい動きに注目を

人口や産業の動きを地方創生の会議に関わっている各務原市と川辺町から見てきた

が、さらに大学や高校などでの最近、関わってきた経験から、これからの可能性について考えてみる。

岐阜県や名古屋市周辺の人口の動きから分かったように、消滅可能性自治体のリストでは分からない地域的な差異がある。

各務原市でも高齢化が進んでいる台地上の住宅団地は減少しているが、名鉄各務原線の駅周辺や、南西部の川島地区では住宅が建ち、人口が増えている。地価の安さや公共交通の利便性、あるいは自然や公園に恵まれていることなどから、こうした地域に住み、家族との生活や子育ての場として選ばれている。

市民活動の助成金事業や自治会のまちづくりの取り組みも盛んになってきている。かかみがはら暮らし委員会やマーケット日和のマルシェのように、若い人たちの活動が盛んになっている。那加の旧東亜会館の再活用と、周辺の空き店舗利用が動いている。那加デザインミーティング（2024年2月（まちあるきも担当）、8月）には市内外から多くの若い人たちが集っていた。「地域コミュニティ活性化シンポジウム」（2024年10月）では、その活動の見直しとともに、みんなが「楽しい」ものにすることをテーマに掲げた。

新しい総合計画（2024年）では「もっとみんながつながる 笑顔あふれる元気なまち～しあわせ実感 かかみがはら」を掲げた。続く地方創生懇話会では、上記の活動に若手や女性が参加していることが紹介されている。人手不足や、若年層、女性の流出が叫ばれるなかで、全国から応募のあるまちづくりやデザインの企業がある。

川辺町でも、美濃加茂市や可児市に近いこともあって、通学や通勤の便も比較的良好、人口の社会動態でもバランスがとれている。飛騨川とその湖岸、周囲の里山を活かした取

り組み、こうしたまとまりの良さが、住み続けたい街で県内トップで評価されているのだろう。地方創生の会議でも、移住対策や里山のネットを通じた取り組みに焦点を当てている。また、メンバーの半分は、子育てや事業に取り組んでいる女性が参加している。

若い女性の流出がよく取り上げられるが、^{※6}岐阜大学での経験から別のことを紹介したい。地域科学部では半分強が県内出身者で、残りも尾張から通学してきている。発足当初から約6割が女子学生である。男子もだが、実習や卒論などを通じて地域の課題を学び、就職先も公務員（約3～4割）や地元企業が半分近くで、愛知県を選ぶ卒業生も半数近くある。一部を除いては理系ではないので、製造業に就職することは余りないが、サービス業を中心に様々な企業に就いている。当初は就職氷河期に当たっていたが、それでも就職率は100%に近かった。

一人ひとりの記憶と今をたどると、転職を経験している卒業生もいるが、このところ地域づくりに関わりたいといって、町村の役場や、すぐに移住者となって中山間地域に入った女性もいる。東京の企業に就職した人や、さらには海外に行った女性もいるが、最近では岐阜との関わりを意識して考えているようだ。

首長や議会の構成でも、岐阜県では女性の割合が全国的にみても低い。自治体の政策や議員からは道路やハコモノ、ダムや導水路の事業が掲げられている。しかし、有権者のアンケートをみると、男性はまだ経済開発などを優先する発想が抜けないが女性は子育てや

教育、介護、家族やコミュニティの生活の方向が大事だという。若者、特に女性の流出に焦点が当てられているし、今回の県知事選をめぐる新聞の特集でもよく取り上げられた。

注目すべき新しい現象は、自治体主義（ミニシパリズム）を掲げて、東京の世田谷区では僅差で岸本区長が選出され、その支援者であった女性の人たちが次には区議会の半数を占めている。^{※7}

岐阜市の市民活動助成事業でも、女性が中心となった提案が数多く出されている。メディアコスモスで毎月第二木曜日に開いている「みんなで集まって情報交換会」でも、高齢の男性が一部で、さまざまな年代で課題に取り組んでいる女性が、お互いの活動で交流や支援する場になっている。

小中学校や高校でも、探求型で地域課題に取り組む動きが広がっている。2024年8月に岐阜県で開かれた全国高校総合文化祭の郷土研究部門で審査委員を務めたが、関高校、関商工、加納高校、加茂高校、郡上高校などが最優秀、優秀賞で上位を占めた。メディアコスのまちづくりサポートセンターでは「高校生と共に歩むまちづくり」（2023年1月）をテーマに、関、長良、加納の3校の発表と交流のコーディネータも務めた。なぜか全員、女生徒で、男子は？と尋ねたくらいである。

岐阜市の「エエトコタント」や本巣市の「本巣本」でも若手が編集に関わり、若い夫婦が子どもと一緒に暮らしているイメージを打ち出している。

昨年12月の「新しい地方経済・生活環境創生本部報告」には「国民の持つ価値観が多

※6 十六総合研究所『女性に選ばれる地方』2022年、中村紘子「岐阜県の少子化の現在地Ⅲ」OKBReport、195、2024年、『岐阜県人口問題研究会中間報告』2024年。

※7 岸本聡子『地域主権という希望：欧州から杉並へ、恐れぬ自治体の挑戦』大月書店、2023年。

様化する中で、多様な地域・コミュニティの存在こそが、国民の多様な幸せを実現する。そのためには、一人ひとりが自分の夢を目指し、「楽しい」と思える地方を、民の力を活かして、官民が連携して作り出していく必要がある。」
とついに書かれている。

センはひとが機能する潜在能力、すなわちひとはなにをなしうるか、あるいはひとはどのような存在でありうるかにこそ関心を寄せるべきだと述べている。学校や就職でこれまでのように選別されるのではなく、地域も選ぶ、選ばれるものではない。女性、男性でも、若者みずからが、つながり「暮らし続けていきたい」場所を創っていくことではないのか。^{※8}

※8 A.セン、鈴木興太郎訳『福祉の経済学 財と潜在能力』岩波書店、1985年。

新卒採用6か月での分限免職処分はどこまで可能か — 宇城市(職員・分限免職)事件・福岡高裁判決を素材として

岐阜大学地域科学部教授／岐阜県地方自治研究センター研究員 河合 壘



1. はじめに

本稿で扱うのは、宇城市に新規採用された職員 X に対してなされた分限免職処分の適法性が争われた事件の高裁判決（福岡高判令 5.11.30 労判 1310 号 29 頁）¹である。本件は、成績不良を原因として、「条件付採用」の期間満了時点でなされた分限免職という点が特徴的である²。判決では、結論的に分限免職は取り消すこととされたが、そもそもいかなる理由から分限免職処分がなされ、裁判所はそれに対して、いかなる点から否定したのか。判断ポイントに着目しつつ、判決が投げかける、基礎自治体の現場ならではの問題性なども考えてみることにしたい。

2. 事実の概要

X は、令和 2 年 3 月末（以下、特に記載がない限りは令和 2 年を指す）に西南学院大学法学部を卒業し、4 月 1 日に宇城市（以下、Y 市）に採用された³。Y 市の採用試験における X の成績は、1 次試験（筆記）が受験者 91 人中 1 位、2 次試験（集団面接）が同 33 人中 6 位、3 時試験（論文・個別面接）が同 21 人中 7 位と、なかなか優秀であった。

Y 市では、新採職員に対して、採用日から 1 年間、いわゆるメンター職員による業務指導、職員規律・待遇・勤務態度等の指導・助言、技術的・精神的サポートのしくみが置かれて

いた。X の配属された地域振興課の正規職員は課長含めて合計 7 人であり、上司は D 次長（兼課長）、E 係長であった。また X のメンターは、同じ係の F 主査であった（なお E 係長は初の係長職で、F 主査もメンターを務めるのは初めてであった）。X は、配属された 4 月以降、作成文書の誤字脱字、書式・文体の不統一、電話・窓口対応の不備、担当業務の理解不足などが見られた。もっとも、E 係長が作成した 7 月・8 月段階の報告書では、X の勤務態度が芳しくなく、随時指導を行っている（7 月）または行う必要がある（8 月）といった記述もあるものの、少しずつではあるが電話や窓口での応対が丁寧になった、率先して勉強するようになった、不明点などに自己の価値基準や感覚で発言する機会が減った、等の改善点も挙げられていた。

他方、8 月 21 日および 27 日には C 総務課長補佐等が X と面談し、27 日の面談では X に対し、勤務状況等が改善できない場合は本採用は難しいと伝えられた（C 補佐のメモによる）。そして 9 月 4 日には、副市長や各部部長からなる第 3 回職員人事評価検証委員会が開催され、そこでは X の免職はやむを得ないとの意見が出された。さらに同月 8 日には X の人事評価シート（X 自身、E 係長、D 次長の各評価が記載）が作成されたが、X の能力得点は 13.6 点と、かなり低いものであった（なお X 自身の自己評価の一部は、E 係長から評価が高すぎるとして書き換えさせ

られている)。

9月11日には第4回人事評価検証委員会が開かれ、同委員会では、Y市顧問弁護士からの意見(Xの免職手続に支障はない)が報告されるとともに、Xの免職処分は市の方針として妥当である旨の意見が委員から出された。そこで同月16日にはXに対し「職務を良好な成績で遂行したと認められないため」と記載された「解雇(免職)予告通知書」が交付され、Xは同月30日、Y市市長(処分庁)より分限免職処分を受けた(以下、本件処分)。これに対しXが、本件処分の取消を求めて提訴したところ、一審(熊本地令5.3.24労判1310号35頁)はXの訴えを認容した。そこでY市側が判決を不服として控訴したのが本件である。

3. 判決の概要

福岡高裁も、一審判決をほぼそのまま踏襲して、Y市側の控訴を退けた。以下では、高裁の判断の流れを概観する(なお、本章における項番は筆者による便宜上のものである)。

(1) 判断枠組みについて

地公法22条1項による条件付採用の趣旨は、成績主義に基づき、適格性を欠くのに採用された職員の排除を容易にすることにあり、一方で条件付採用職員も「…正式採用になる…期待を有しているし、同法27条1項は、職員の分限…について公平性を要求している」。Y市も本件処分を、人事院規則11-4第10条2号の「勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき」に該当することを理由に行っていることに照らせ

ば、その該当性判断については…Y市に「相応の裁量権が認められるものの、その裁量権は純然たる自由裁量ではなく、当該処分が合理性を有するものとして許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法なものになる」(大阪府労働部職業管理課長事件・最3小判昭49.12.17・集民113号629頁参照(以下、昭和49年最判))。

(2) 本件処分が、裁量権の範囲を誤った違法なものか

- ① Xの担当業務は「新規採用職員にとって簡単・容易にこなせる性質・内容の業務ではなく、OJTにより上司の適切な指導を受け、その指導内容を反復して実践し、組織の一員としての立場にも慣れていく中で、段階的に習得していくべき性質・内容の業務」であった。
- ② Xを指導する立場にあったE係長及びF主査は…Xの基本的能力、性格、勤務状況を「把握して適切な指導を行い、その指導が十分な効果を挙げていないのであれば、漫然と従前の指導を繰り返すのではなく、Xにより適切と考えられる指導・支援体制を…上司や人事担当者等と相談するなど」が求められており、「そのための仕組みの一環として…新規採用職員とメンターの対話による…仕組み等が設けられている…」。
- ③ Xの勤務状況については、E係長及びF主査からの評価にも改善状況が挙げられている上、Xが改善意欲に欠ける行動に出たとは窺われない。また7~8月までの間については、E係長及びF主査は、指導が伝わらないことにつき特段の工夫もし

ておらず、Xが質問をすることが困難な状況を作り出していたことなどから、Xが「上司からの指導を受けて十分に改善を図れなかったことについては…E係長及びF主査にも相応の原因があり」Xへの「相談・支援体制は十分でなかった」。特に8月以降は「E係長及びF主査は、Xに対する指導の仕方についてより工夫し、D次長や人事担当者と相談してXに対する指導・支援体制を見直すことが相当であった」。そうすると上記期間中のXの勤務状況から「直ちにXが…職員としての適格性を欠いていたとはいえないし…年8月末の時点以降引き続き適切な指導が行われた場合にXの職務能力が改善する可能性は十分存在していた」。

④ Y市において、Xの勤務状況や能力等につき、必要な情報が収集されず、これを踏まえた検討がされないまま、Y市の他部署への異動等も適切に検討されなかった。

⑤ Y市は、2回目の総務課面談の時点までには、Xを自主退職させるか分限免職する方針を内部で決定していたこと等が推認されるから、「9月中のXの不良な勤務状況」は分限免職方針を決定する事由となっておらず、むしろ同方針を正当化するためのものにすぎない可能性がある」し、仮に考慮するとしても「9月の勤務状況や指導の状況をもって…職員としての適格性を否定することは相当でない」。

⑥ 9月のXの人事評価…については、評価者の恣意が入りすぎて厳しすぎるものになっており、十分な合理性及び客観性を欠いているといわざるを得ない。また「E係

長がXの自己評価を書き換えさせたこと…は適切でなかった…し、Xが自らの能力不足を自認していた旨のY市の主張はその前提を欠く。

⑦ Y市は「Xの意思に沿わない分限免職という…手段を採る前に、F主査をメンターから交代させるなどしてXの指導・支援体制を見直すことや、Xを同人のような職員に適した他の部署へ異動させるなどの代替手段を全く検討していない」。またXは臨時採用時の状況に特段の問題はなく、採用時の成績はむしろ優れたものであり性格面でも特段の問題はなかったこと等から「他部署への異動や更なる指導、研修等による成長・改善の可能性が相応に存在した」。

⑧ 以上のことから「本件処分は、その前提となるXの勤務成績についての評価を誤った上、代替手段や処分の相当性についての十分な検討を経ることなく行われたものであって」、E係長及びF主査の負担感が増大していたことが窺われること、新型コロナ禍でもY市において例年とほぼ同様の新規採用職員に対する指導体制が採られていたこと、地域振興課に新規採用職員が配置されていた前例があったことを踏まえても、合理性のある処分として許容される限度を超えた不当なものであるといわざるを得ず、「裁量権の行使を誤った違法な処分として取消しを免れない」。

(3) Y市の主張について

このほか、Xの9月の勤務状況等も考慮すべきか、Y市が本件処分に至るまでに慎重な検討（2度の面談、顧問弁護士への相談、人

事評価検証委員会での議論など)を経ていたか、Xについては8月時点では既に条件付採用期間の延長が困難で、その残期間で他部署に勤務させ、異動後の部署での勤務状況評価が困難であったかについては、いずれもY市の主張を退けている。

4. 検討

(1) 条件付採用職員への分限免職の根拠

周知のとおり、一般職の地方公務員は、採用後6か月間、良好な成績で職務遂行すれば正式採用となる(地公法22条)が、条件付採用である間は、身分保障に関する規定が適用除外されている。

国家公務員も基本的には同様だが、国家公務員は人事院規則11-4第10条で、条件付採用の場合の分限可能事由が一応は列挙されている。これに対し地方公務員は、条件付採用職員の分限処分に必要な事項を条例によって別途定めることが「できる」となっているだけであり(地公法29条の2第2項)、実際にそうした条例を定めている自治体もある⁵が、(本件のY市もそうであるように)多くの自治体では、特に定められていないようである。では、こうした条例がない場合の条件付採用職員の分限免職については、いかなる根拠でなされるのだろうか。

学説には、明確な法的根拠がない中で、不利益処分を課すことが本当に可能なのかとの疑問を呈する指摘もある⁶が、条件付採用職員には身分保障規定が適用されないことから「地公法や条例に基づくことなく、各分限処分ができる」と述べるものもある⁷。この点、裁判所は、公立中学校教員(条件付採用職員)への分限免職処分が問題となった事案において、条例がない場合には人事院規則9条(現

在の11-4第10条2号)に照らして分限事由を考えることが公務員法の目的・精神、制度意義に照らして相当としており(東京高判昭51.1.29(最3小判昭53.6.23で確定(分限免職有効)))、人事院規則の規定に準じて判断するという流れは、その後の下級審裁判例においてほぼ程度定着している⁸。

本事案でも、Y市は(本件処分を)「人事院規則…の規定に基づいて行った」と主張しており、裁判所もそれを前提としたうえで「Xの勤務実績が人事院規則11-4第10条2号…に該当し、本件処分が裁量権行使の誤りによる違法な処分といえるか否か」を争点と整理していることからすると、こうした条例のない自治体では、上記人事院規則の規定を参照した扱いは珍しくないのかもしれない。

(2) 分限免職にあたっての任用権者の裁量の範囲

① 判断枠組み

条件付採用職員への分限免職に関しては、実際には、任用権者の「裁量」を肯定したうえで、当該処分が「任用権者の裁量の範囲内であったか」を判断する流れが主流であるといえる。この点、本判決も述べるように、条件付採用職員であっても分限処分は公正になされなければならない(地公法27条1項)が、本判決は、条件付採用であった国家公務員への分限免職が問題となった昭和49年最判を参照し、任用権者の「相応の裁量権」を肯定しつつ、処分が「合理性を有するものとして許容される限度を超えた不当なもの」であるときは、裁量権逸脱として違法になる、との規範を示している。

この昭和49年最判も、同種の裁判ではほぼ参照されており、枠組み自体は目新しいわけではない⁹。実際、これ以降の訴訟

では、概ね同判決をふまえて、担当業務の勤務状況や態度、上司等の対応や評価などから裁量権逸脱が判断されている。本判決もそうした事案の一例といえるが、本判決は、Xの担当業務、Xへの指導体制、Xの勤務状況・勤務態度などをふまえてXへの評価の不当性を導いたうえで、さらに本件処分に至るY市の手続きから「裁量権の行使を誤った違法な処分」との結論に至っている。ここではそれぞれ見ていきたい。

②Xの担当業務

判決は、Xの業務につき、新規採用職員にとって簡単・容易にこなせる性質・内容ではなく、上司の適切な指導を受け、指導内容を反復して実践し、組織の一員としての立場にも慣れていく中で「段階的に習得していくべき性質・内容」としている。このように裁判所が、「新卒採用者の業務の難易度」にここまで踏み込んで分析・言及している点は珍しい¹⁰。そもそも「指導や経験」ありきのものと位置づけたうえで、後述の評価の妥当性判断につなげているのは興味深いところである。

条件付採用であっても、中途採用の幹部職員候補などのケースでは、業務遂行能力の有無が厳格に判断されることはあろう（小城市（分限免職）事件・佐賀地判平27.1.23）が、本件のような新規採用者の勤務成績の評価にあたっては酷といえようから、その点で本判決の判断は妥当であろう。なお保育士への分限免職が問題となった富士吉田市事件・甲府地判平30.1.23も、「今後研鑽等に努めて成長していく過程の者であるから、当該期間中の職務成績が…必ずしも十分ではなかったとしても」直ちに免職の対象となるとはいえないとしてい

る。

人手不足に苦慮する近年の基礎自治体では、新規採用職員といえど、Xのように複数の業務を並行して担当しているケースは珍しくないであろう。そう考えると、分限免職やむなしと判断されるほどの成績不良とは、なおさら「よほど」の場合に限られると考えたほうがよさそうである。

③指導体制

メンター制度は、現在では公務職場のみならず民間企業においても、新人育成の有益な手段として広く定着しつつあるが、教育担当者との相性が悪かったり、教育担当者の業務負荷が高まってしまったりすると逆効果となりかねず、悩ましいところでもある。

判決は「指導が効果を挙げていないなら、さらに上位職制と相談するなどして、より適切な指導・支援体制を工夫する」ことが求められており、そのためにメンター制度が設けられている、と述べる。またE係長やF主査の指導も「特段の工夫をしていない」「コミュニケーションを積極的にとろうとしていない」などと評価されている。さらに、分限免職に先立って「F主査をメンターから交代させるなどしてXの指導・支援体制を見直すこと」の検討の必要性もあるとしている。

本件は、「Xが反抗的な態度を取っていなかった」という事情も考慮する必要はあるが、こうしてみると、メンター制度を置く自治体が、条件付採用職員を分限免職するためには、ここまで対応していないと「能力が改善する可能性は十分あった」と判断されやすい、ともいえる。

判決文を見る限り、Xの教育担当者で

あったE係長・メンターであるF主査も新人教育の経験がさほど豊富ではなく、Xとの相性も良くなかった中で、関係性がどんどん悪くなっていった…という悪循環が垣間見られる。自治体の実情を踏まえれば「メンター制度にそこまでの対応を期待されても…」「そんなに教育担当者を当てられるわけない」などといった意見もあるだろうが、逆にいえばメンター制度を導入するからには「そこまできちんとやらないとまずい」ということでもあろう。

④ Xの勤務態度や勤務状況・上司等の対応や評価

本件では、Xの勤務態度や勤務状況にもたしかに問題はあったようであるが、X自身が極端に自己の姿勢に固執したり、反抗的な対応をとっていたわけではなく、また一応は業務改善・能力向上の意欲が認められていたことに加え、E係長の報告書などでも、一定の改善点が記載されていた。必ずしもはっきりはしないが、これらの点が、分限免職取消という判断につながる大きな決め手になったものと思われる。

民間の新卒採用者の場合も、試用期間中の解雇や同期間満了後の本採用拒否が問題となることはあるが、その有効性判断にあたっては、労働者が注意されても改める姿勢を見せない、指導・教育によっても矯正不能なほど能力に問題があるなど、「将来にわたって改善の見込みがない」ことが重視¹¹されている。これは条件付採用公務員の事案でも類似しており、たとえば東京高判平27.4.16では、条件付採用期間中の教員の適格性判断にあたっては当該期間中の「研修効果に基づく成長・改善の可能性も考慮されるべき」とされ、結論的に分限免

職が裁量権濫用とされているほか、上述の富士吉田市事件判決では、分限免職の裁量権逸脱の判断にあたっては「将来成長していくだけの資質・能力を有するか否かという観点から判断すべき」、とまで述べられている。また、条件付採用期間が6か月であり、他部署への異動によって改善可能性を判断することが困難だったとのY市側の主張もあっさり退けられている。9月段階での人事評価は、例年の新卒採用の職員と比べてもかなり低めであった¹²が、すでに自主退職ないし分限免職の方針が決まっていたからなされたものであったことから、判決はこれを厳しすぎると断じている。

たしかに6か月の間で他部署に異動させることは現実的には困難かもしれないが、態度がさほど反抗的でもなく、勤務状況等にも改善がみられていたような本件においては、免職回避のための方向性をほとんど模索することなくなされた分限免職は、いかに市の裁量を広く認めようとも、さすがに無理があったといわざるをえないであろう。

⑤分限免職までの手続き

本判決では、Y市総務課における分限免職方針の検討から通知まで1か月たらずであった。いかなる経緯からそうなったのかは判決文からははっきりしないが、かなり拙速だったことは見て取れる。判決がいうように、1回目の面談と2回目の面談の間はわずか6日間であり、その間に勤務状況改善を期待するのは難しいであろうし、他の職員からの事情聴取もなく、Y市が準備した資料のみで、分限免職ありきでの議論のみの人事評価検証委員会¹³では、「十分かつ慎重な組織的検討」がなかった、といわ

れても仕方ないであろう。

もっとも、実務的に悩ましい点もある。民間労働者の事案ではほぼ問題視されることのない「採用時の試験成績」の考慮である。冒頭でも述べたように、Xは採用試験の成績はかなり高かった。本件ではこれがXにとって有利に作用したが、逆に採用試験の成績が下位だった場合は、分限免職の合理性を基礎づける要素となるのだろうか。成績主義が取られている公務員ならではの論点ともいえよう。

5. おわりに

総務省が令和5年12月25日に発表した資料¹⁴によれば、「勤務実績が良くない」として分限免職された自治体職員は令和4年度で24名（同3年度で16名）である。ここにはXのような、「条件付採用期間中の職員のうち、分限処分に準じる措置が行われた」者も

含まれているとされるが、いずれにせよ、条件付採用期間中であっても、勤務実績を理由とした分限免職がなされるのは極めてレアケースである。

そうした中での本件の分限免職は、法的にみれば、Xの改善可能性、Xへの評価、免職に至る際の手続きなど、どれを見ても、およそ新卒の職員に対しての分限免職が認められるには相当程度無理があった事案といえよう。そうした中では、自治体が雇用主として具体的に何をどこまでやるべきかを示したという意味で参考となる事案ではあるが、もっともその反面、人手不足の中で多くの業務を並行してこなさなければならない基礎自治体の事情からすれば、教育担当者の負担や、それを支えるべく組織的なサポートの限界など、ハードルが高いという面もわからなくはない。今後も、こうした問題は増えていくように思われる。

後注

- 1 最3小決令 6.5.8にて確定（上告不受理）。
- 2 便宜上、条件「付」採用職員との表記で統一している。
- 3 なお採用前の平成31年2月～3月にかけて、臨時職員として滞納整理の補助業務に従事していた。
- 4 令和3年4月1日付け新規採用職員の、同年10月現在の平均値は35.47点であった。
- 5 彦根市「条件付採用職員および臨時的任用職員の分限に関する条例」2条、上勝町「条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例」2条、泉佐野市「条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限についての条例」2条等。
- 6 <https://sskdawyer.hatenablog.com/entry/2020/10/27/215327>（「弁護士師子角允彬のブログ」2025年1月12日閲覧）。
- 7 下井康史「地方公務員法講座8 条件付採用職員の分限免職」自治実務セミナー（2018年1月号）34頁以下。
- 8 条件付採用の小学校教員の分限免職が認められた大阪地判平19.5.21LEX/DB25442969、東京地判平24.10.29LEX/DB25483362、東京高判平27.4.16LEX/DB25541137、東京都・都教委（区立小学校教諭）事件・東京地判令2.3.30等において、その旨が述べられている。
- 9 ただし昭和49年最判は、人事院規則11-4第10条の挙げる勤務実績不良や心身故障に比べ、「その官職に引き続き任用しておくことが適当でない」との基準（継続任用基準）は、「より多くの評価的要素を含むものであるから、任命権者に比較的中広い裁量が認められることは明らかである」とも述べ、その上でなお、裁量権逸脱になると判断した事案である。こうしてみると、本判決では継続任用基準への該当に言及しつつ、実際の判断においては、特にこの点を重視することなく、勤務実績不良該当性のみを判断しており、その点がやや分かりづらくなっているともいえよう。
- 10 同種の事案（学校教員が多い）では、どちらかというと周囲や生徒とのトラブルが主に問題視されたと思われる事案が多いということもあろう。
- 11 土田道夫『労働契約法（第3版）』（2024年）300頁、プレーンベース事件・東京地判平13・12・25、日本基礎技術事件・大阪高判平24.2.10、AIG損害保険事件・東京地令2.3.24等。
- 12 本件では、E係長が、Xの自己評価を低く書き換えさせていたため、これも裁判所の心象を悪くした可能性がある。
- 13 顧問弁護士からも手続き的にも問題がない旨の回答を得たというが、弁護士として、こうした一方的な材料のみで分限免職がまかり通るかは判断できたようにも思われる。なぜこのような判断になったのかは不明である。
- 14 https://www.soumu.go.jp/main_content/000919010.pdf（令和7年1月11日閲覧）

刑事司法の課題 —いわゆる「袴田事件」が示すもの

弁護士 神谷 慎一



1 はじめに

1966年6月30日午前2時、静岡県清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅が全焼するという火事が発生した。焼け跡からは、専務の他、妻、二女、長男の4人が刃物でめった刺しにされた死体が発見された。いわゆる「袴田事件^{*1}」である。

袴田事件の犯人とされた袴田巖さんは、事件発生から58年、死刑確定から44年を経て、2024年9月26日、再審で無罪となり、検察官が上訴を断念したことで確定した。この長期間を戦い抜いた袴田さん、袴田さんを支え続けた姉・秀子さん、弁護団、多くの支援者の皆様には、心から敬意を表したい。

袴田事件には、わが国の刑事司法が抱える問題点が凝縮されている。本稿では、その中から、検察の問題、再審法の問題、そして、死刑の問題について述べる。なお、意見については、いずれも私見である。

2 事件の概要

あらためて、事件の概要を再審無罪判決で確認しておきたい。同判決によれば、公訴事実（起訴された事実のこと。検察官が考える犯罪の内容）の要旨は、次のとおりである。

袴田さんが、昭和41年（1966年）6月30日午前1時30分頃、金品強取の目的で、当時の静岡県清水市（現在は合併により静岡市清水区）所在の本件会社専務取締役Aの居宅に忍び入り、金銭を物色中、Aに発見追跡され、同家裏口付近で格闘するに至ったので、所持のくり小刀（刃渡り約12cm）を振り、殺意をもって、A（当時41歳）の胸部等を数回突き刺し、さらに、このことに気付いた家人をも殺害しようと決意して同家居間に至り、同所においてAの妻B（当時39歳）、Aの長男C（当時14歳）及び二女D（当時17歳）の胸部背部等を上記くり小刀でそれぞれ突き刺し、被害者らに瀕死の重傷を加えた上、Aが保管していた本件会社の売上現金20万4095円、小切手5枚（額面額6万3970円）及び領収証3枚を強取し、次いで、上記の犯跡を隠蔽する目的で被害者らに混合油を振りかけ、マッチでこれに点火して同家に放火し、もってAらの現住する木造平家建住宅1棟を焼燬するとともに、上記加害行為により、Aを右肺刺創等による失血のため、B及びCを胸部等刺創による出血と全身火傷のため、Dを心臓刺創による失血と一酸化炭素急性中毒のため、それぞれ死亡するに至らしめて殺害した。

*1 事件名には地名が付されることが多く、殊に無罪事件では当事者の名前が付されることは希である。そのため、袴田事件も、例えば「清水事件」、「清水市強盗殺人事件」などと呼ぶべきではないか、との意見があるが、本稿では、一般化している「袴田事件」を使用する。

3 事件の経緯

警察は、当初から、味噌工場の従業員であり元プロボクサーであった袴田さんを犯人であると決めつけて捜査を進めた上、8月18日に袴田さんを逮捕した。

袴田さんは、当初否認していた。しかし、警察は、逮捕後連日連夜、猛暑の中で取調べを行い、便器を取調室に持ち込んでトイレにも行かせない状態にして、袴田さんを自白に追い込んだ。袴田さんは、勾留満期直前の9月6日に自白してしまう。そして、9月9日に起訴された。しかし、取調べは起訴後も続^{※3}き、自白調書は警察官と検察官合わせ^{※4}て45通にも及んだ。なお、弁護人が袴田さんに会えた時間^{※5}は、この間合計で30分程度であった^{※6}。

袴田さんの自白の内容は、日替わりで変わり、動機についても当初は専務の奥さんとの肉体関係があったための犯行などと述べていた。そして、最終的には、金がほしかったための強盗目的の犯行であるということになっていた。

さらに、当初から犯行着衣とされていたパジャマについても、公判の中で、静岡県警の

行った鑑定があてにならず、実際には血痕が付着していたこと自体が疑わしいことが明らかになってきた。すると、事件から1年2か月も経過した後に、新たな犯行着衣とされるものが工場の味噌樽の中から発見され（いわゆる5点の衣類）、検察が自白とは全く異なる犯行着衣に主張を変更するという事態になった。

第1審の静岡地裁は、自白調書のうち44通を無効としながら、1通の検察官作成の調書のみを採用した。さらに、5点の衣類についても袴田さんの物であるとの判断をして、袴田さんに死刑を言い渡した。

この判決は、東京高裁でも維持された。そして、1980年11月19日、最高裁が上告を棄却し、袴田さんの死刑が確定した。

4 再審の経緯

(1) 再審の仕組み

前提として、再審の仕組みについて簡単に触れておく。

再審は、まず再審を開始するかどうかを審理する。そして、開始が決定された場合は、再審公判が開かれてやりなおしの裁判を行

※2 逮捕されると最大72時間以内に検察官が裁判官に勾留請求しなければ釈放される。勾留が決定されると10日間留置され、さらに最大10日間の勾留延長が認められている。勾留延長は例外のはずだが、実務では延長が原則化しているといえる状況にある。

※3 起訴後は被疑者から「被告人」となり、検察官とは対等当事者の地位が保障され、取調べを受ける義務はない。そのため、起訴後の取調べは異例である。しかし、身体を拘束され続けた被告人がそのことを理解して適切に対応することは、甚だ困難であろう。なお、起訴前の逮捕・勾留中の「被疑者」については、取調べを受ける義務があるというのが裁判所・検察庁の見解であり、そのように運用されているが、学説は取調べを受ける義務を否定する見解が多数だとされる。

※4 警察や検察は取調べをした結果を「調書」という書面にまとめる。犯罪を認める調書を「自白調書」、否定する調書を「否認調書」と呼ぶことがある。いずれも一人称独白形式で記載されるため、あたかも本人がそのとおりに話したかのような体裁となっている。

※5 自白事件では、重大事件でも自白調書は数通程度である。

※6 当時は現在と制度が異なり、被疑者との秘密接見は、検察官が指定する時間（15分程度）しか認められていなかった。また、2006年9月までは起訴されてからしか国選弁護制度がなく、多くの事件で起訴前は弁護人の援助を受けることができなかった（被疑者国選制度は、当初は一部の事件でしか認められず、勾留された全ての被疑者に国選弁護制度が広がったのは2018年6月からである。）。

う。このように、再審開始の手續と、再審公判の手續の2段階で審理が行われる。そして、再審開始決定に対しても、再審無罪判決に対しても、いずれも検察官は不服の申立が可能である。

(2) 第1次再審請求

最高裁判決の翌年である1981年4月20日、袴田さんは再審を申し立てた(第1次再審請求)。この第1次再審請求は、2008年3月24日、最高裁が特別抗告を棄却して終了した。再審の申立から、実に27年後のことである。

(3) 第2次再審請求

最高裁の棄却決定の翌月である2008年4月25日、弁護団は、袴田さんの第2次再審請求を静岡地裁に申し立てた。弁護団は、5点の衣類の味噌漬け実験の結果を新たな証拠の一つとして裁判所に提出し、定期的に裁判官、検察官との三者協議を行ってきた。

検察は、2010年9月、本事件において初めて、今まで裁判所に提出されていなかった証拠を任意に開示した。弁護団は、その精査を行った上、新たな証拠開示請求及び主張をした。その結果、2013年までの間に、約600点の証拠が開示された。この中には、後に再審開始・無罪判決の決定的な証拠となった5点の衣類のカラー写真が含まれていた。

2014年3月27日、静岡地裁は、第2次再審請求事件について、再審の開始を決定した。同時に、①「再審の審判で無罪になる相当程度の蓋然性が認められること」、②「極めて長期間死刑の恐怖の下で身体を拘束されてきたこと」、③「5点の衣類という最も重要な証拠が捜査機関によってねつ造された疑いが相当程度ある」など「捜査機関の違法、不当な捜査が存在し、又は疑われる。国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念

からは到底耐えがたいことといわなければならない」ことから、袴田さんの身体拘束を「これ以上継続することは、耐えがたいほど正義に反する状況にあると言わざるを得ない」として、死刑及び拘置の執行を停止するとの決定を行った。そして、この日、袴田さんは釈放された。袴田さんの身体拘束は、逮捕から実に47年7か月に及び、そのうち33年間に死刑囚として死の恐怖に直面しながら過ごすことを余儀なくされたことになる。

しかし、検察官が即時抗告した。2018年6月11日、東京高裁は、再審開始決定のみを取消した(死刑と拘置の執行停止は維持)。

これに対し、弁護側が最高裁に特別抗告した。2020年12月22日、最高裁は、高裁決定を取消して、審理を東京高裁に差戻した。

2023年3月13日、東京高裁は、2014年の静岡地裁の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をした。そして、検察官が最高裁に特別抗告をしなかったため、再審開始決定が確定した。静岡地裁で再審開始決定が出されてから、これが確定するまで9年。ようやく再審の公判が始まることとなった。

(4) 再審無罪判決

裁判のやり直しを行う再審公判は、静岡地裁にて、2023年10月27日から計15回開催され、2024年5月22日、検察は死刑を求刑、弁護団は無罪を主張して結審した。そして、9月26日、静岡地裁は袴田さんに再審無罪判決を言い渡し、10月9日に検察官が上訴権を放棄したことにより、無罪判決が確定した。こうして、袴田さんは雪冤を果たし、半世紀を超える戦いに終止符が打たれた。

5 再審無罪判決の概要

2024年9月26日に言い渡された再審無罪

判決の特徴は、袴田さんが「本件犯行の犯人であることを推認させる証拠価値のある証拠には、三つのねつ造がある」と認定した点にある。その骨子を判決要旨から引用すると、「①被告人が本件犯行を自白した本件検察官調書は、黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの極めて高い状況下で、捜査機関の連携により、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによって獲得され、犯行着衣等に関する虚偽の内容も含むものであるから、実質的にねつ造されたものと認められ」る、「②被告人の犯人性を推認させる最も中心的な証拠とされてきた5点の衣類は、1号タンクに1年以上みぞ漬けされた場合にその血痕に赤みが残るとは認められず、本件事件から相当期間経過後の発見に近い時期に、本件犯行とは無関係に、捜査機関によって血痕を付けるなどの加工がされ、1号タンク内に隠匿されたもので」ある、「③5点の衣類のうちの鉄紺色ズボンの共布とされる端切れも、捜査機関によってねつ造されたもので」ある、と認定された。

判決が捜査機関の「ねつ造」と断定することは、極めて珍しい。検察官の作成した供述調書を「ねつ造」と評価せざるを得ないほど取調べの違法性が高く、加えて客観証拠をねつ造してまで「真実」よりも「有罪にすること」を優先した不正義を厳しく糾弾したといえる。

5 検察の問題

(1) 取調べの問題

取調べの違法性^{*7}については、これまで、どちらかといえば警察官について問題となることが多かった。最近の例でも、例えば2022年に発覚した三重県・鳥羽署の事件では、土産店で働く女性が売上が盗んだと疑われて、任意の取調べを受けた際、女性は、警察官から「泥棒に泥棒扱いして何が悪い」「泥棒に黙秘権があるか」などと大声で怒鳴られ暴言を浴びせられていた^{*8}。

しかし、検察官の取調べにも、問題事例があった。特に、近年は、検察官による違法取調べが相次いで表面化し、国家賠償が認められた例もある。例えば、昨年(2024年)だけでも、黙秘する被疑者(当時弁護士)に対し「ガキだよ」「僕ちゃん」「おこちゃま的発想」などと侮辱的な発言を行ったとされる事件で国家賠償が認められた^{*9}。やはり黙秘していた会社社長に対し、黙秘してもいいが損になるとした上で、「検察庁を敵視するってことは、反社や、完全に」とか「捜査機関がなめられたと思ったら、どうするか考えたら分かるはずや」などと度々脅されたとして、国家賠償を提起する予定だと報道された^{*10}。検察官が机を叩きながら「検察なめんな」「命かけてんだよ、俺たちは。あなたたちみたいに金をかけてんじゃねえんだよ」などと

*7 日本弁護士連合会が収集した取調べの問題事例がホームページで26例紹介されている。
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/visualisation/mondaijirei.html>

*8 例えば「朝日デジタル」<https://www.asahi.com/articles/ASQ3C5CJHQ3CONF00N.html>
後に70万円の国家賠償が認められた。

*9 東京地裁令和6年7月18日判決。横浜地検の事案で、取調べの様子はYouTubeでみることができる。<https://www.youtube.com/watch?v=OZh6Gnq2kW0>

*10 東京地裁特捜部の事案。
<https://www.3nhk.or.jp/news/html/20240723/k10014519691000.html>

怒鳴ったりした事件では、国家賠償が請求されたのみならず^{※11}、検察官に対して特別公務員暴行陵虐罪で刑事裁判に付するよう求めた付審判請求が史上初めて認められた^{※12}。付審判請求を認めた大阪高裁は、検察官の取調べが「不当」であって「陵虐行為に該当する」と断じたにとどまらず、検察側の「意に沿う供述」を「無理強い」することで「検察官に迎合する虚偽供述を誘発する」ものだとまで踏み込んで判示している。

袴田事件では、取調べが「違法」で供述を「ねつ造」したと認定された。その取調べから58年が経過した今なお、警察も、検察も、違法な取調べを繰り返している。捜査機関の意に沿う供述を無理強いする、という構造は、何ら変わっていない。かつて取調べは完全な密室で行われたが、2016年の刑事訴訟法改正で、一部の事件について取調べを録音録画することが義務づけられた。その後の運用で、検察官の取調べについては、少なくとも身体拘束された被疑者についてはほぼ録音録画がなされている。それでもなお、このような取調べが繰り返されている。検察の取調べは、むしろ、問題がさらに深刻になったといえるのではないか。

(2) 証拠のねつ造は繰り返されている

袴田事件では、袴田さんを犯人だとする決め手となった5点の衣類が、実は捜査官によるねつ造であったと認定された。それを検察官が承知していたことを「推認させる」とまで言及している。

2010年9月10日に無罪となった厚生労働省元局長事件では、大阪地検特捜部の検事が

重要証拠であるフロッピーディスクを改ざんしたとして、2011年4月12日、証拠隠滅罪で懲役1年6月の実刑判決を受けた。検察官による証拠のねつ造もまた、過去のものになったとは言い難い状況がある。

このような重大な改ざんが、それほど多くの事件で起きているとは思われない。しかし、そこまではいかなくても、検察官が意図的に証拠を隠したり削除してしまう、ということは、しばしば生じている。

(3) 考察

なぜ、無理にでも自白させたがるのか。証拠をねつ造してまで、有罪判決を得ようとしてしまうのか。様々な原因が指摘されている。その一つに、捜査機関の体質、特に検察が無謬の、誤らない組織だ、とされていることにある、との指摘がある。だから、一度事件の見立てを立てると、それに沿った供述しか認めない。いったん起訴したら、何が何でも有罪にする。無罪判決は、立証のやり方の失敗でしかない、などと強弁する。

このような検察の組織としての姿勢が明るみになった事件がある。先ほど紹介した厚生労働省元局長事件では、上司の特捜部長と副部長が、犯人隠避罪で懲役1年6月（執行猶予3年）^{※13}の有罪判決を受けた。判決によると、副部長は、2010年1月30日、主任検事から、本件改ざんの告白を受け、2月1日、部長に報告したが、部長および副部長は、翌2日、本件改ざんを故意によるものではなかったと事実をすり替えるなどし、もって主任検事を隠避させようと決意し、犯人隠避を共謀した。そして、主任検事に対し、電話で、本件

※11 大阪地検特捜部の事案。取調べの様子はYouTubeで見ることができる。
<https://www.youtube.com/watch?v=JiO0kMafHrw>

※12 大阪高裁令和6年8月8日決定。

※13 大阪地裁2012年3月30日。2013年9月25日に控訴棄却。

改ざんは過誤によるものとして説明することになったから、どのような説明が付けられるのか、もう一度説明するよう指示してその内容を聞き取るとともに、8日、何か聞かれたときに本件データの改変が過誤だと説明できるような書面を作成しておくよう指示するなどして、本件データが過誤によって改変された可能性はあるが、改変の有無を確定できず、改変されていたとしても過誤にすぎない旨事実をすり替えた。また、自らまたは同部所属の検察官らを指揮して捜査を行わず、2月2日、次席検事に対し、虚偽の報告をし、翌3日、検事正に対し、おおむね同様に虚偽の報告をし、よって、捜査は不要と誤信させて自らまたは同庁所属の検察官らを指揮して捜査を行わないようにさせ、証拠隠滅罪の犯人である主任検事を隠避させた、と認定された。

また、昨年（2024年）10月23日に再審開始が決定した「福井女子中学生事件」では、再審請求審で開示された新証拠により、有罪判決当時の担当検察官が当事者の無罪を裏付ける方向の重要な事実関係を認識したにもかかわらず、それを明らかにしなかったことが認定された。開始決定は検察官に対し「不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったことを推認されても仕方がなく、「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」であり、「適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」として厳しく非難した。

いずれも、検察の無謬性に囚われた末に、およそ検察官としてあるまじき不正義に至っ

たといえるだろう。

大阪地検特捜部の証拠改ざんを受けて、2010年に最高検が公表した検証結果報告書では「引き返す勇氣」を持つことが必要、とされていた。しかし、残念ながら、現在もまったく引き返せていないのではないだろうか。

なお、検察の問題は、これに止まるものではない。例えば、昨年（2024年）6月25日、元大阪地検のトップである検事正が、現職の時、酒に酔って抗拒不能状態だった部下の女性検事を検事正官舎に連れ込み、性的暴行を加えたとして、大阪高検に逮捕された。^{*14}

6 再審法の問題

袴田事件は、わが国の再審法の問題点も明らかにした。

(1) 証拠開示制度の不存在

まず、証拠開示制度がないことである。袴田事件は、証拠開示によって5点の衣類のカラー写真が開示され、これが再審無罪の決め手となった。

再審事件では、袴田事件と同じく、検察官から新たに開示された証拠が決め手となって無罪となった事件が少なくない。しかし、再審法には証拠開示制度がない。そのため、検察官が「任意に」証拠開示に応じてくれなければ、再審請求人は検察官の手持ちの証拠を見ることができない。実際、再審請求人側からだけでなく、裁判所から証拠開示を求めても、証拠開示制度がないことを理由に開示に応じないことも多いとされる。^{*15} 袴田事件で

※14 報道によると、第1回公判では起訴内容を争わないとしていたが、その後、性的行為があったことは認めた上で、抵抗できなかったという認識はなく、同意があったと思っていた、などとして無罪主張に転じた。

※15 通常の裁判では、2004年の刑事訴訟法改正によって、第一審に限り、一部の事件で一定の条件を満たした場合に証拠を開示させる制度が整備された。現在では、運用によって、多くの事件で検察官が任意の証拠開示に応じているようである。

も、第1次再審請求では、全く証拠が開示されなかった。第2次再審請求で、裁判所も検察官に強く証拠開示を迫った結果、約600点の証拠開示が実現し、その中に、無罪の決め手となった5点の衣類のカラー写真が含まれていた。先ほど述べた福井女子中学生事件でも、再審で287点の証拠が開示され、それが再審無罪の重要な足がかりとなった。

しかし、検察官が持っている証拠は、真実を明らかにするために、国家によって税金を使って収集されている。本来は、真実発見のための公共財であって、検察官が独占するのはおかしい。そして、検察官は、すべての証拠を検討して有罪を確信し、起訴しているはずである。よって、再審においては、すべての証拠が再審請求人に開示されるべきである。

(2) 検察官の不服申立

先に述べたように、再審は、再審を開始するかどうかの手続と、開始決定後の再審公判の2段階になっている。そして、再審開始決定に対し、検察官は不服申立できると解されており、そのように運用されている。

しかし、その結果、再審を開始するかどうかの手続が何年も続き、場合によっては開始決定が覆され、さらに時間を要する結果となっている。袴田事件では、再審開始決定から再審公判が始まるまでに10年が必要だった。福井女子中学生事件も、1度目の再審開始決定が検察官の不服申立によって覆され、2度目の開始決定でようやく再審公判が開かれた。1度目の再審開始決定から10年が必要だった。鹿児島の大崎事件では、すでに3度も開始決定が出されているにもかかわらず、未だに公判に至っていない。

検察官は、再審公判で有罪立証を行うことができる。現に、袴田事件では、検察官は再

審公判で有罪立証を行い、死刑求刑を行っている。公判は15回を数えた。無罪判決に不服であれば、上訴することもできる。よって、再審開始が決定された場合は、検察官の不服申立を認めず、速やかに再審公判を開くべきである。現在は、あまりにも時間が掛かりすぎていることは明らかである。

(3) 手続規定の不存在

そもそも、わが国には「再審法」という法律はない。刑事訴訟法第四編「再審」を再審法と呼んでいる。

ところで、刑事訴訟法は、全部で516条、第一審に関する部分だけでも250条以上の条文がある。しかし、再審については、第四編にわずか19条の条文があるだけである。裁判の進め方については、わずかに445条が事実の取調べができることを定めている程度である。これでは、裁判官も、再審をどのように進めたら良いのか分からない。そのため、再審の審理が進むかどうか、充実したものになるかどうかは、裁判官次第になってしまっている。要するに、やる気の無い裁判官が担当すると、証拠開示にも非協力的で、審理が進まなかったり、適当に審理されて中身の無い却下判決が下されたりしてしまう。袴田事件でも、第1次再審請求では、全く証拠開示がなされず、最高裁で却下が確定するまでに27年間もかかっている。

そこで、再審について、きちんと条文を整備することが必要不可欠である。

(4) 再審法改正の現状

再審法の不備は、明らかである。日本弁護士連合会（日弁連）は、2023年2月17日、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ（2023年7月13日付けで一部改訂）、法務大臣と衆参両議院議長に提出し

^{*16}た。同意見書は、刑事訴訟法及び刑事訴訟法施行法の改正案を付している。

また、各地方自治体が再審法改正の意見書を採択したり、首長が賛同の意を表したりしている。岐阜県でも、2024年7月4日に県議会が「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を採択して国に提出したのを皮切りに、2024年12月末時点で、各務原市議会、岐阜市議会、池田町議会、海津市議会、関市議会、恵那市議会、中津川市議会、羽島市議会が同趣旨の意見書を可決し、20市町の首長が再審法改正に賛同の意を表している。

国会でも、2024年3月11日、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」(以下「議連」という。)が発足した。最高顧問には麻生太郎・自民党副総裁、顧問には山口那津男(公明党)、泉健太(立憲民主党)、馬場伸幸(日本維新の会)、田村智子(共産党)、玉木雄一郎(国民民主党)、前原誠司(教育無償化を実現する会)、福島瑞穂(社民党)、大石あきこ(れいわ新選組)の各党党首(当時)が名を連ねるといふ、類を見ない大型の超党派議員連盟で、発足時に入会した議員は衆参合わせて134名に上り、本稿執筆時点では全国会議員の過半数を超えて363名に至っている。議連は、再審に様々な立場からかわっている関係者から合計4回のヒアリングを行った。そして、その成果を踏まえ、通常国会の会期末が迫った6月17日、小泉龍司法務大臣(当時)に対し、「大臣のリーダーシップのもとで、過去の再審無罪事件について第三者を交えて検証するなど、迅速かつ積極的に議論を進め、最後の救済制度にふさわしい

再審法制を構築し、国内外から一層信頼される刑事司法制度の確立に邁進するよう強く要望する」という内容の要望書を提出した。その中で、ヒアリングを経て議連が共有した問題点として、①過去の著名な再審事件において証拠開示が不十分で、著しく遅かったこと、②再審に関する手続規定が刑事訴訟法にほとんど置かれてないこと、③除斥・忌避が再審に適用されないことは公平性を欠くこと、④検察官抗告による手続の長期化、の4点が指摘されていた。

袴田事件に関しては、最高検察庁も2024年12月26日、検証結果を記載した報告書を公表した。^{*17}同報告書は、手続が長期に及んだことや証拠開示が第1次再審請求から30年も後になったことについて、検察官の対応に問題はなかった、としている。換言すれば、証拠開示制度をはじめとする再審法の規定の不備や、再審開始決定に対して検察官が不服申立てできる現行法の限界を認めていると言える。制度がない、あるいは不備だからこそ、検察官の対応が法的に問題視されず、いたずらに手続が長期化し、証拠開示も進まない事態が放置されてきたといえるからである。

このように、各方面で再審法改正が訴えられている。しかし、法務大臣や法務省刑事局長の答弁は、法務省や検察庁の姿勢を反映して極めて消極的であり、予断を許さない状況にある。

7 死刑について

(1) 袴田事件が示したもの

※ 16 <https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230217.html>

※ 17 <https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/img/202412262.pdf> なお、日弁連は、この報告書自体は死刑えん罪事件に向き合っているとはいえないと会長声明で指摘している。
https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2025/250117_2.html

袴田事件は、死刑事件で5例目の再審無罪判決である。袴田さんは、無実の罪で、逮捕から実に47年7か月身体を拘束され、そのうち33年間を死刑囚として死の恐怖に直面しながら過ごすことを余儀なくされた。全くの無実なのに、いつ「殺されるのか」という恐怖に33年間も晒されてきたのである。そのあまりの過酷さは、想像を絶する。袴田さんは精神のバランスを崩し、今では現実世界に生きておらず、意思疎通が困難な状況が続いている。そうでなければ、耐えることができなかつた。袴田さん自身が、死刑制度の問題点を端的に示していると思う。

(2) 世界における死刑制度

死刑制度は、世界的には廃止の方向にある。アムネスティの調査^{※18}によると、2023年12月31日現在、全ての犯罪に対して死刑を廃止しているのは112カ国、例えば軍法下の犯罪のような例外的なものを除く通常犯罪について廃止しているのは9カ国、事実上の廃止国（死刑制度は存置しているが、過去10年間に執行がなされておらず、死刑執行をしない政策または確立した慣行をもっていると思われる国。死刑を適用しないという国際的な公約をしている国も含まれる。）が23カ国である。これに対し、死刑存置国は55カ国である。日弁連の公表資料^{※19}によると、2022年4月1日現在、経済協力開発機構（OECD）加盟38カ国のうち、死刑制度を存置しているのは、アメリカ、韓国、日本の3カ国だけである。このうち、韓国では1997年以降、死刑が執行されておらず、事実上の廃止国と

されている。アメリカは、50州のうち23州が死刑を廃止し、3州で死刑執行が停止され、2021年7月には、連邦レベルでも死刑執行が停止された。国家として統一して死刑を執行しているのは、日本だけである。

もちろん、全世界が死刑制度を廃止しても、わが国だけは死刑を存置する、という選択もあり得る。しかし、袴田事件は、その選択に重大な疑問を投げかけているのではないだろうか。

(3) 日本の死刑制度について考える懇話会

この点、昨年（2024年）2月29日、国会議員、研究者、犯罪被害者及びその遺族、並びに前検事総長、元警察庁長官、元日弁連会長、さらにはマスコミ、映画監督、宗教家、前日本労働総連合会会長、経済同友会事務局長ら各界有識者で構成された「日本の死刑制度について考える懇話会^{※20}」（座長：井田良・中央大大学院教授。以下「懇話会」という。）が設立された。懇話会は、法律実務家のみならず、千葉景子元法務大臣、ジュリア・ロングボトム駐日英国大使、クレーメンス・フォン・ゲッツェ駐日ドイツ大使、磯谷富美子さんをはじめとする被害者遺族及び犯罪被害者の方々、並びに、早稲田大学の長谷部恭男教授ら研究者ほか多分野の方々のヒアリングを行いつつ、12回にわたる多方面からの議論を経て、11月13日に報告書を公表した。この報告書は、翌12月、石破茂首相及び衆参両議院議長に手交されている。

本報告書で、懇話会は、まず、次のような基本的な認識を示している。

※ 18 https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/DP_2023_country_list.pdf

※ 19 <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/criminal/deathpenalty/shikeiseidonojitsujo.pdf>

※ 20 懇話会の設立趣意、委員名簿、議論状況などは、ホームページで公表されている。
<https://www.shikeikonwakai.net/>

すなわち、死刑は他の刑罰とは異なり人権の基盤にある生命そのものの全否定を内容としている。しかも、人が行う裁判である以上、誤判・えん罪の可能性が常につきまとい、ひとたび誤判に基づく執行が行われれば取り返しのつかない人権侵害となる。このように、死刑そのものが根源的な問題を孕んでいるというばかりではなく、現行の日本の死刑制度とその運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない。凶悪な犯罪の被害者及びその遺族の無念さと悲しみが限りなく深いものであり、また、世論調査において国民の多くが死刑制度の存置をやむを得ないと答えているとしても、それらのことは、死刑制度を何らの改革・改善も行わず、現在のような形のまま存続させることの理由となるものではない。

このような基本認識に立って、懇話会は、全会一致で、早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置することを提言した。その会議体においては、現行の死刑制度に関するあらゆる情報を集約しつつ、幅広い視野から制度の問題点の調査を行い、この制度の存廃や改革・改善に関する個別的な検討に基づき、法改正に直結する具体的な結論を提案すべきであるとしている。^{*21}

また、死刑判決の確定後、その執行に至る手続及び執行方法との関係でも、具体的な改善の可否を検討すべき種々の問題点が存在していることから、前記の会議体においては、具体的な結論を出すまでの間、死刑執行を停

止する立法をすることの是非、あるいは執行当局者において死刑の執行を事実上差し控えることの是非についても、これを検討課題とすべきであることも提言している。

多様な有識者で構成された懇話会が、被害者ご遺族の無念さと悲しみが限りなく深いものであり、世論調査において国民の多くが死刑制度の存置をやむを得ないと答えているとしても、現行の日本の死刑制度を何らの改革・改善も行わず、現在のような形のまま存続させてはならない、との基本認識に達したことは、極めて重要である。しかし、林芳正官房長官(当時)は、11月14日の記者会見で、「罪責が著しく重大な凶悪な罪を犯した者に対して死刑を科することもやむを得ない」との認識を示し、「政府として死刑制度を廃止することは適当でないと考えており、現時点で制度の存廃などを検討する会議体を設けることは考えていない」と述べた。政府は、本提言中の「従来の考え方と価値観にとらわれることなく、21世紀の日本をどのような国にしていくのかを見据えて、徹底した調査に基づいて問題点を洗い出し、国民にも正確な情報を提供しつつ、一定の合意を形成したうえでこれを進めていかなければならない。」との言を真摯に受け止めて、再考すべきであると思う。

(4) 私見

紙幅の関係で詳細に論じることはできないが、弁護士の立場から、死刑制度については憲法に照らして考えるべきだと思う。死刑制度は、国家が強制的に人の命を奪う刑罰である。最も強度の人権制限を伴う。憲法13条

※ 21 報告書は公的な会議体で検討すべき事項として、誤判の可能性が直ちに死刑廃止の根拠となるかどうかは意見が分かるとしても、わが国の刑事裁判が誤判の可能性を払拭するために採ることの可能な制度的手段を尽くしているかどうかには疑問があり、死刑制度を存続させる場合には、誤判によって死刑判決が下されるおそれが生じる可能性を排除するための特別な手続的保障を制度化することの可否を早急に検討する必要がある、などと具体的に7つの点を挙げている。

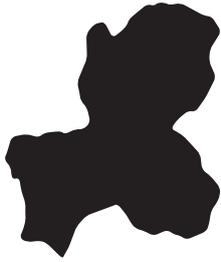
後段は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めており、死刑制度は「公共の福祉に反しない」と言えなければ、違憲である。「公共の福祉」に反するかどうかは、死刑が最も強度の人権制限である事に照らせば、最も厳格な違憲審査基準、すなわち、やむにやまれぬ必要があり、その必要を達成する他の方法がなく、その方法による弊害が得られる利益を下回っている、という基準をクリアーする必要がある。死刑制度は、この基準をクリアーできないと思う。

8 最後に

袴田事件は、わが国の刑事司法が抱える問題を改めて浮き彫りにした。いずれも待ったなしの課題だといえる。その多くは、法改正によって制度を整備しなければならない。善意に期待して運用に任せていても改善されないことは、残念ながら明白である。

法改正は、最終的に立法府に委ねられる。立法府を動かすには、国民の強い支持が必須である。この点、再審法改正の動きにおいて、各地方自治体や首長が改正の声を挙げ、それが立法府を動かそうとしていることは、国民の意思表示のあり方として参考になると思う。

以上



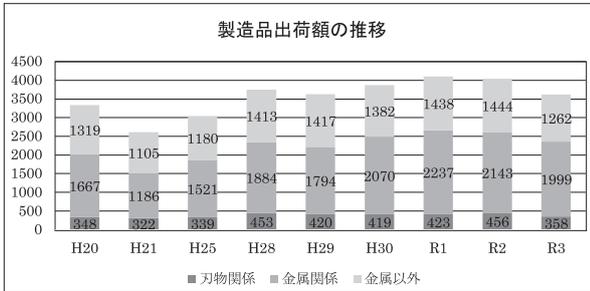
事業承継を取り巻く 関市の課題と取り組みについて

関市議会議員 土屋 雅 義



〇市内の事業所数と従業員数の現状

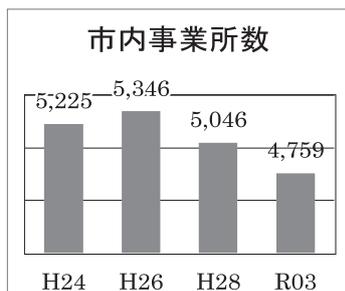
岐阜県関市は、生産出荷額日本一を誇る「刃物のまち」。年間工業製品出荷額は3,618億円(R3実績)で、このうち刃物製品は358億円、全体の約10パーセントを占めています。



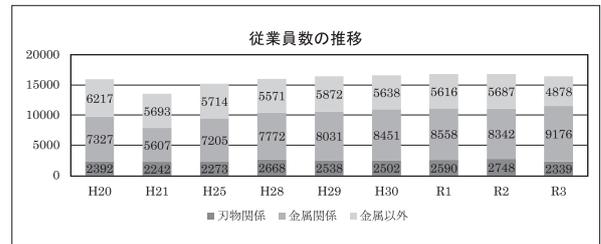
令和5年度関市の工業「生産出荷額の推移」より

市内の全事業所数（産業大分類別事業所）について見てみると、経済センサスによるところでは、平成24年から令和3年までの7年間で466事業所が減少しています。

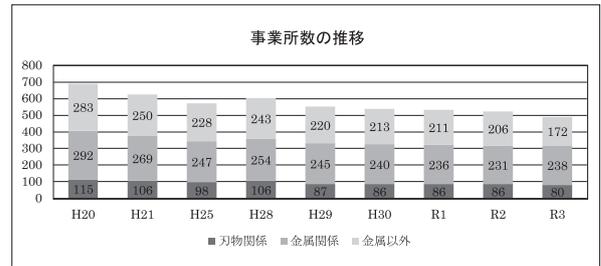
調査年度	事業所数	増減
平成24年2月 経済センサス活動調査	5,225	-
平成26年7月 経済センサス基礎調査	5,346	121
平成28年6月 経済センサス活動調査	5,046	▼179
令和3年6月 経済センサス活動調査	4,759	▼287



関市の工業によると、従業員4人以上の製造業の事業所数は490事業所、従業員数は16,493人であり、年々減少傾向にあります。



令和5年度関市の工業「事業所数の推移」より



令和5年度関市の工業「従業員数の推移」より

関市の地場産業である刃物産業の現状を見てみると、現在では刃物製造メーカーの内製化が進み分業体制の産地構造にも少しずつ変化が現れつつあります。

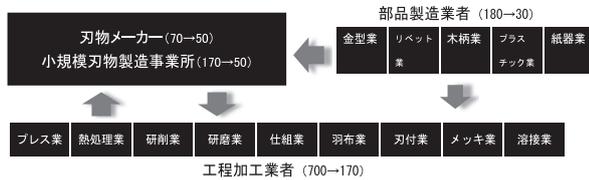
昭和61年と比較して、約70社あった製造メーカーは約50社に、小規模な刃物製造事業所は170社から50社といずれも減少しています。刃物産地の製造体制は、プレス・焼入れ・メッキ・研磨・刃付け・仕組みなど、それぞれの工程によって分業されており、市内に約700あった刃物関連加工事業所は、現在では170事業所となっており、そのほとんどが従業員3人以下の家内の工業であります。

刃物産業全体では、昭和61年には約1120社（市内製造業の全事業者の70%）あった

事業所は、令和3年には約300社（全体の25%）に減少しました。

○関市の刃物産業の構造

（カッコ内は事業所数を表す）



○市内事業所数の減少の背景

「日本一の刃物のまち」であり「モノづくりのまち」である関市の産業の現状は、中小・小規模事業所を中心に事業所数が年々減少しています。事業所数の減少の背景には次のような課題が考えられます。

○時代は「2025年問題」へ突入

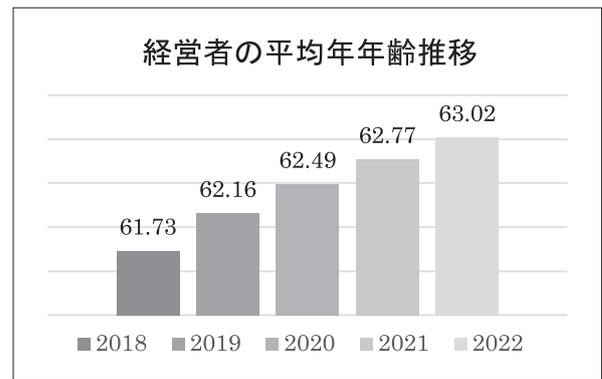
人口のボリュームの最も大きい、いわゆる団塊の世代が2025年にはすべて75歳以上となり、今後は75歳以上の人口が全人口の18%を占める時代がやって来ます。

○経営者の高齢化

2025年問題は、「経営者の高齢化」という形で、経済社会に大きな影響を及ぼすことになると考えられます。東京商工リサーチが発表した「全国社長の年齢」の結果をみると、全国的に社長の平均年齢は毎年上昇しています。

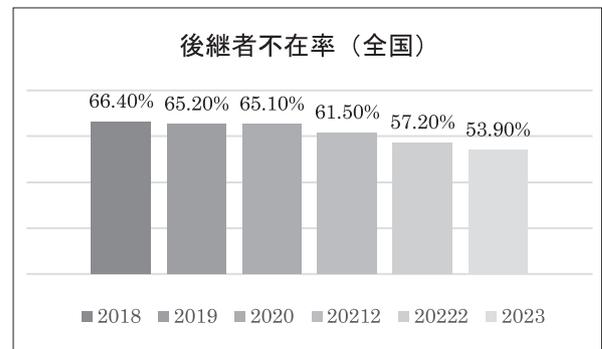
都道府県別の平均年齢	
都道府県	平均年齢
岐阜県	63.56
愛知県	62.16
三重県	62.64
東京都	62.77
大阪府	61.76

東京商工リサーチ 2023年「全国社長の年齢」より



○後継者の不在

全国の後継者不在率は低下傾向にあります。依然として岐阜県は60%を超える状況にあります。



都道府県別の後継者不在率	
都道府県	不在率
岐阜県	60.7%
愛知県	52.5%
三重県	30.2%
東京都	59.4%
大阪府	58.5%

帝国データバンク全国企業「後継者不在率」動向調査(2023)より

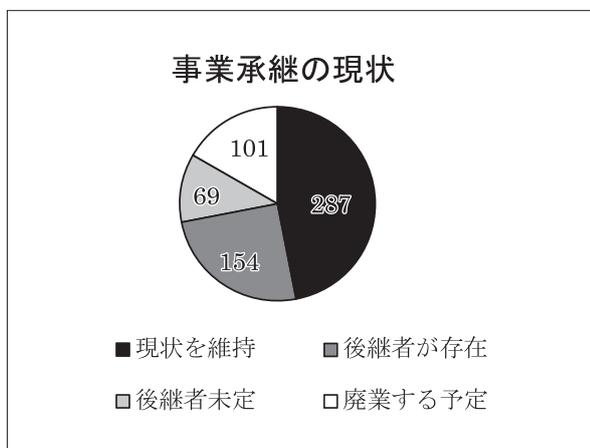
○関市内の事業承継を取り巻く状況

関商工会議所が令和5年8月に会員を対象として実施した「事業承継に関するアンケート」では、市内の事業者611社が回答をしています。調査結果をみると全体の47%が「事業承継の必要がなく現状を維持したい」と回答し、「事業承継を希望している」との回答が36%、「事業承継を希望しておらず廃業を決めている」が17%でした。

また、事業承継を希望している事業所223

社のうち、69%にあたる 154 社が「後継者を決めている、または候補がいる」とするものの、31%の 69 社は「後継者を決めていない」と回答しています。

事業承継の支援の対象となるのは、事業承継を希望しているが候補者不在の 69 社ではありますが、廃業することを予定している事業者 101 社のなかでも、事業承継の可能性を検討することなく廃業する思いのある事業主に対しても、事業承継という選択肢を考えるきっかけを提供することも必要であると考えます。



質問項目	件数	割合
・事業承継の必要がなく現状を維持したい	287	47%
・事業承継を希望し、後継者(候補)がいる	154	24%
・事業承継を希望するが後継者がいない	69	11%
・事業承継を希望せず、廃業する予定	101	17%

こうした状況をふまえ、今後、課題が解決されないままに事業主の高齢化が進み、廃業によって事業所数の減少が続くと、地域の産業や経済を支える雇用や、培われてきた技術が失われて地域の産業競争力の低下につながり、やがては地域経済への大きな打撃となります。地域の産業を維持していくためにも事業承継は地方都市にとって重要な課題であり

ます。

○事業承継に関する関市の取組

岐阜県においては、県事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所・商工会、金融機関、信用保証協会、国・県、市町村弁護士会、税理士会、その他士業団体など 130 の支援機関において事業承継支援を行っています。中小企業からの事業承継に関する悩みや相談への対応、支援ニーズの掘り起こしなど、これらの支援機関が連携・協力しながら取り組むために「岐阜県事業承継支援ネットワーク会議」が開催されています。

事業承継支援ネットワーク会議の中心機関である岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、関市内事業者からの相談件数は増加傾向（令和 3 年:20 件、令和 4 年:35 件、令和 5 年:28 件）で、関市内においても事業承継に課題を抱える事業者が年々増えてきていることが伺えます。

また、関市内事業者の経営指導を行う関商工会議所、関市東・西商工会においては、特に過疎地域を担う商工会からは、経営者の高齢化が進み、創業数よりも廃業数が上回っている状況や、インボイス導入等の税制改正をきっかけに事業承継をあきらめる高齢事業主も多くみられるため、事業承継支援が重要であるという声も聞こえているのが現状です。

関市においては、平成 28 年 7 月に地元中小企業の経営相談拠点として、関市ビジネスサポートセンター（セキビズ）を設置し、中小企業の売り上げ向上に特化した相談支援を行ってきました。創業支援等に関するワンストップ相談窓口に位置付けて、既存の支援機関や金融機関との連携を強化し、令和 5 年度までに 12,455 件、1,672 社の相談実績があ

ります。令和6年度には事業承継をテーマとした相談会を企画し、事業譲渡やM&Aを視野に入れた相談支援を開始しました。

関市では後継者不在の事業所の事業承継を支援するため、特にM&Aによる事業承継を促進する目的で令和4年度から関市事業承継支援事業補助金制度を開始しています。対象は市内中小企業者で後継者が不在の事業者が金融機関、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構いずれかの機関でM&Aにかかる支援を受けたうえで、M&A手続きを専門事業者に委託する場合に、その着手金の一部を補助するものです。対象経費は下記のもので、補助率は対象経費の2分の1以内、上限50万円となっています。

【事業承継に関する補助制度】

「関市事業承継支援事業補助金」(概要)

<目的>

後継者が不在の中小企業者がM&Aにより事業承継を行う経費に対し補助することで、円滑なM&Aを促進し、市内企業の事業承継や活性化に資する。

<補助対象となる経費>

- ・M&Aの戦略を策定するための初期診断料
- ・企業の課題分析に要する費用
- ・企業評価の実施に要する費用
- ・企業概要書の作成に要する費用
- ・コンサルティング料
- ・事業承継計画書の作成による費用

<補助率・上限額>

対象経費の1/2、上限50万円

この補助制度は令和4年度から始まりましたが、現在までに申請はなく、市内事業者の事業承継に対する支援ニーズに合っていないのではないかと推測されます。関市においては、事業承継の重要性は認識されているものの、市としても有効な手立てが講じられていない現状があります。今後の課題として、事業承継に直面する中小企業が抱える課題や支障を再度洗い出し整理することで、補助制度の見直しや支援の抜本的な改善を図る必要があると考えられます。

○関市の新たな取組に向けて

「地域における自走可能な事業承継支援体制構築事業」(経済産業省中部経済産業局)

令和6年度、経済産業省中部経済産業局が所管する「地域における自走可能な事業承継支援体制構築事業」の候補自治体が募集され、関市は岐阜県内で唯一の実証モデル自治体に選定されました。この事業では、事業承継に関する支援機関である、関商工会議所、関東商工会、西商工会、岐阜県関刃物産業連合会、市内金融機関、関市ビジネスサポートセンターのほか、専門機関である岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業基盤整備機構などと連携して、地域における事業承継の支援体制構築に向けた取組を実証するものです。

具体的には、地域内の中小企業の事業承継に関する実態を把握するためのアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、この結果をもとに支援機関である商工会議所、商工会などへのヒアリング調査を行いました。また、事業承継に関する個別相談会を開催し、お困りの事業主の個々支援を実施しました。アンケートやヒアリングでは、行政に対する支援内容や、相談窓口設置に向けた課題把握、持

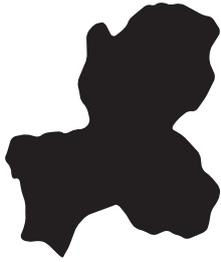
統的な連携体制の構築に向けての協議が行われ、それぞれの立場からの意見を集約したのちに事業承継支援の成果報告書が令和6年度末までにまとめられます。

関市ではこれらの実証事業、成果報告をもとに、今後の支援体制の方向性、支援機関の連携と役割、そして行政としての支援メニューの検討を行うとともに、予算に反映して具体的な支援策を講じていく予定です。

○まとめ

人口減少・高齢化が急速に進行する地方自治体において、地域経済を支える中小企業が衰退、消滅していくことは地域活性においてとても大きなダメージとなります。また職人や熟練技術の消滅は地場産業の持続的発展にも影響が及びます。事業承継は地域の生き残りのために欠かせない重要な施策として位置づけ、市を挙げて取り組む必要があります。

一方で、若者や女性の活躍を促進するために起業・創業にも力をいれている関市としては、創業とのかかわりの深い「継業」「事業承継」にも注目して、より効果的な事業展開を目指していきます。廃業しようとする経営者のもとで、新たな後継者として創業希望者をマッチングすることで承継が実現する可能性もみえてきます。「創業」と「継業」を関連させた取組を推進することで、地域産業の持続的発展を目指していきます。



人口減少社会の中で 地方自治はどうあるべきか

大垣市議会議員 粥川加奈子



高齢社会、人口減少社会と言われて久しいと感じるようになったが、であるなら、地方自治のあり方も方向性も変容せざるを得なくなってきたと思う。現在大垣市では、色々な施設が老朽化し、5年ほど前に市庁舎はまず真っ先に建て替えを実施した。その時も賛成反対は縷々あったが、まずは防災拠点となるべき市庁舎が堅固でなくてはという考えと、手狭になった庁舎だったので、3か所に分散して市民の皆様にご不便をおかけしていたという経緯もあり、建て替え賛成が多くを占めたため、免震構造の下、建て替えが実行された。

次いで築50年以上経過した大垣城ホールは建て替えがなされようとしているが、一方で大垣市民会館は廃止という結論を出さざるを得なかった。いずれも本市にとっては大きな施設で、建て替えとなれば100億円以上の支出が見込まれるだろう。多少の共通性のある施設であったため、二者択一の選択に迫られたような感がある。市制100周年を超えた本市では、およそ7割が築年数30年を超え

てきている。これをどのようにマネジメントするかは大きな課題である。市民の希望は、現存維持と言われるがそうとばかりは行かないのが現実である。(図1参照)

大垣市の将来推計人口のグラフから見て取れるが、問題は生産年齢人口の減少である。2025年から20年間で全人口はおよそ13.4%の減少であるが、生産人口はそれより9%多いおよそ22.4%減少である。逆に老年人口は増加している。つまり、社会保障費は膨らんでいくが、税収は減少していく。さらに老朽化施設の更新等の費用も年々増加が見込まれる。当然財政事情は厳しくなる。(図2参照)

そんな中、【大垣市公共施設の再編に係る指針】の中で健全な財政運営の維持という節で、『将来にわたり持続可能な財政運営を目指すために、公共施設の総量の縮減によるコスト削減や、民間施設との適切な役割分担についても検討を進めていくことが必要』と書かれた。さらには、『使用量においても適正水準の検討を行い、受益者負担の適正化による健全運営に繋げることも重要』と結んで

図1

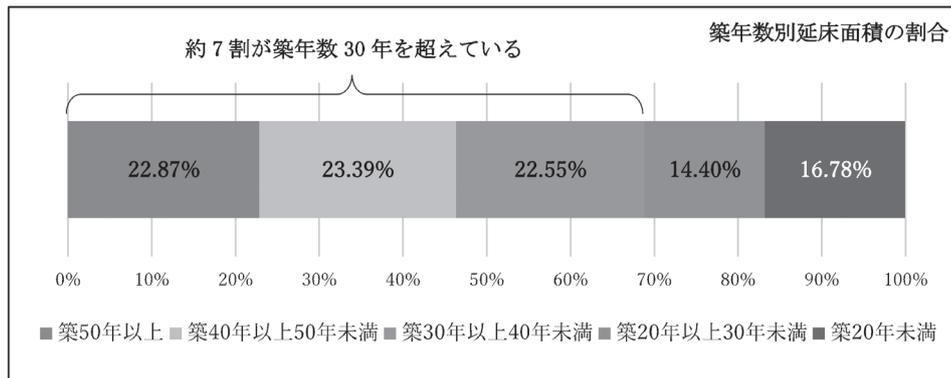
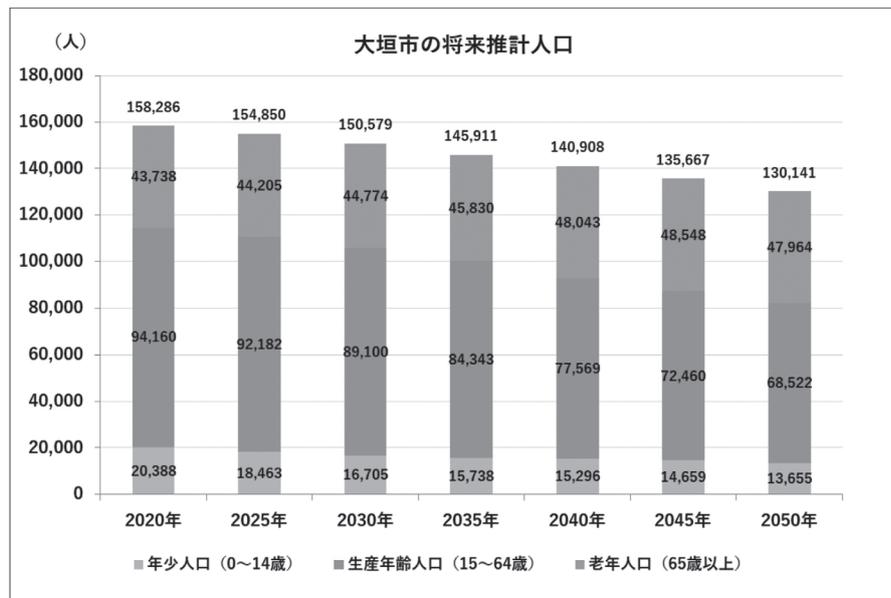


図2



【国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (令和5 (2023) 年推計)」のデータより作成】

いる。

こういった事態は、10年ほど前からおおよそ計り知ることができたと考える。私はその頃、一般質問で【大きな公共施設は近隣市町と共同設置できないか、そのためには岐阜県第二の都市である大垣市のイニシアティブが重要だ。ぜひ先導役を担って、共同設置の方向性を見出されたい】と提案してきた。けれども、その方向性は見いだせないまま今日に至っている。とても残念だ。けれども遅ればせながら昨年9月に出された指針に、【効率的な運営】という中に書かれているが、『建物の建て替え等に合わせ、市内に立地している国・県の施設との複合化の可能性等を検討するほか、近隣自治体との共同設置や相互利用、サービスの連携が可能な公共施設は、広域的な連携を検討し、市民サービスの向上と経費の節減につなげます。』と明記された。

もう少し早くこういった方向性を協議されたかったが、これからでも間に合うものは、ぜひとも地域連携・広域連携といった考え方で公共施設の建て替えを検討していただきたい。そんな時代にすっかり入ってしまった。

また、こういった案件には、県の地域事務所などの関与も大切だと考える。県としても将来消滅都市と言われている市町をいくつか抱え、財政的にも苦しい自治体が多くあることは承知のはずであるならば、ぜひリーダーシップを発揮され、交渉のテーブルにつけていただきたいと考える。

さて、そんな人口減少社会であり財政も緊迫した中ではあるが、将来のための投資というか、備えというものだけは大切にしていだきたいと考える。

第一に、地域の大切な宝である子どもたちには、(近年ではその数も減少の一途をたどっているが) 手厚い施策をもって臨んでいただきたいと思う。子どもの数が圧倒的に少なくなってきたのに、問題を抱える子どもたちは増えている。学校に行けない生徒や児童も増加の一途だ。社会が病んでいるのだろうが、これといった特効薬は無い。ならば、対処するしか当面の手立てはないだろう。どうすればいいのか、その一つの解決策として子どもの居場所を考え、設置していくという政策が展開された。大垣市では“こどもんち”と銘打って、民間からボランティアでの居場

所提供を求めた。あるいは、地区センターや公共施設での運営を呼びかけた。けれども、民間施設は定期ではない。せいぜい週に2回程度の開催である。また、公共施設は既存の施設であり、一定の役割を持った場所に同居させてもらったという形である。取り合えずというか、片手間なといった居場所対策ではないか。(写真1・2) これで、大人が提案する居場所対策といえるだろうか。

写真1



写真2



子どもたちにとっては毎日の居場所が必要だろう。行きたいときにいつでも行ける、そして行きたくなる場所、友達が何人か来て一緒に遊べる場所、支援員さんがいてくれて一定の安全が確保されている場所 そんな居場所であってほしい。

現代ではほとんどの家庭が共働きで、学校から帰ってもひとりぼっちという子どもも少なくない。それに加え、保健室登校の子や、不登校の子たちも居る。こういった子どもたちに日常的に安心して居られる場所が今は必要になってきていると感じる。大垣市には墨俣町に1ヶ所しかない「児童館」だが、こういった場所が本来の子どもの居場所に匹敵すると考える。子どもたちにとって、とても居心地の良い空間である。(写真3)

このような場所を確保されたいと強く願うが、当市では『児童館は造らない』と明言された。なぜだか理解に苦しむ。予算的なことかもしれないが、新しい建造物を造ってほしいとは決して求めない。空き教室や、地区センターの一室でもよい。常設で誰かの目がある、管理体制があるそういった空間を設置されたいと要望してきた。

先日、ある団体が児童館を造ってほしいとの署名を一万一千筆以上集め、子育て支援課に提出した。これを当局はどの程度の重みに受け止めているだろう。署名活動をしたのは、10人程度の普通の主婦やパート職員などのいわゆる素人集団である。この成果は偉大だと思う。この数字は、いかに現代の若い子育て世代が子育てに不安があり、時間が割けない状態かを、政治を司るものは認識しなければならないと考える。

財政が豊かであれば施策の取舍選択作業はいらないだろう。けれどもそんな自治体は、大都市を除いてはほとんど皆無だ。であるな



写真3 墨俣町にある児童館 幼児から中高生までが利用できる空間になっている

ら、先に述べたように公共施設の統廃合はやむを得ない。しかし、子育てに関する施策は切っけはいけな、大切にしていかななくてはならない行政の使命だと考える。切り詰めていかなければならないところと、そうはいつでも充実させなければならぬところのメリハリをしっかりとさせていかなければならないのが、今後の地方自治体に求められる重要な判断であろう。

これからのまちづくりは、特色を發揮し、どこの都市もやっているような政策を総花的に並べるのではなく、わが市は〇〇〇の街だと言えるよう〇〇〇に特化した政策展開が有効になるのではないだろうか。

幸い大垣市は『子育て日本一を標榜する』と言っている。是非、名実ともにそれが達成できるまちづくりを今後展開されたい。

大垣市は西濃地域での中心的都市でもあり、例えば子育て日本一のまちづくりに特化すれば、他市町村からの移住も見込まれ、以前より在住の方でも1子のみではなく2子、3子を持つと考えるカップルも出てきて、人口減少に多少でも歯止めをかけられるのではないか。

これからの行政運営は、市当局のみでなく住民もしっかり目を開き、実態を理解して何

を重点施策にするべきかを見極めていかなければならない。政治は本当に住民生活に直結するのだから、耳障りのいい政策・そうでない改革にはどういった背景があるのか、住民もしっかり納得できるよう、市もできるだけ情報開示を進め説明し理解していただく必要があるだろう。

生き残りをかけた地方自治体、これから20年ほど、いかに行政運営に効力があるかどうかが見どころだ。20年30年後に市民から感謝される市政運営が行われることを願うばかりだ。



「創ろう、市民自治の豊かな社会」をテーマに 全国から2700人が参加 公共サービスの在り方について考える

第40回地方自治研究全国集会（しまね自治研）が、「創ろう、市民自治のゆたかな社会」をテーマに掲げ、「結びつなげる！しまね自治研」というスローガンのもと、2024年10月4日から5日にかけて島根県で開催されました。公共サービスの最前線で働く職員をはじめ首長、県議会・市議会議員、地域運動に携わるNPO団体・市民グループ、地方自治を研究する研究員・学生らが全国から2,700人、岐阜県からも自治労岐阜県本部・子安委員長、自治研センターの富樫理事長をはじめ27名が参加しました。

自治研活動からスタートした「ごみの分別収集」「急病人の休日・夜間診療」

「自治研」は、約70年前から自治労が取り組んできた運動の一つで、地域と自治体、住民と組合活動を繋げる役割を果たしています。この自治研集会は1957年から開催され、自治体の垣根を越えて、地域の課題に対する実践的な取り組みや研究発表が行われています。組合員自らが仕事の見直しを主体的に取り組むというこの運動は、それまでの西欧諸

国の公務員組合にはない独創的な取り組みだったそうです。当時、労働組合として画期的な研究集会だとし、朝日新聞が大々的に報道しました。

その後、この集会の中で発表された単組の調査研究レポートが社会問題にもなりました。それが「四日市ぜんそく」です。これを機に経済優先の社会からの転換を求められることになりました。今では全国各地で広がっている「ごみの分別収集」「急病人の休日・夜間診療」は、自治研活動から全国に広まった制度・政策です。

「1%の仕事から考える。課題が価値に変わるとき」(全体会)

4日の全体会は松江市・くにびきメッセで開催されました。集会は、自治労本部・石上千博委員長の主催者あいさつにより開幕。石上委員長は「2024年6月の地方自治法の改正で最大焦点は、大規模災害や感染症まん延時などの事態に国が地方に対し「補充的な指示」を出せるようにすることでした。このことから「地方自治」という理念に対する社会



興味が薄れている事実を、私たちは認めざるを得ません。地方自治を担う私たち個々人も、日頃から地方自治、住民自治に軸を置いた仕事を意識できているでしょうか。厳しい職場環境が、私たちから地方自治を問い直したり、意識する機会をも奪ってはいないでしょうか」と投げかけ、この集会への参加によって地方自治のあり方、地域住民とのかかわり方、仲間との交流につなげてもらいたいと話しました。来賓には、島根県知事、松江市市長らもかけつけ、歓迎のあいさつを述べました。

午前中は、全国から寄せられた論文・レポート155本の中から「地方自治研究賞」が選ばれ表彰式が行われました。自治研活動部門では、川崎市職員労働組合ほかの「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」制定と今後の課題」と題するレポート、自治研究論文部門には、東京都職労・縄田大輔さんの「安くて美味しい直営給食のススメ — 児童福祉関連職場の例から見る給食調理の直営維持・再直営化の提言 —」が優秀賞となりました。(応募論文・レポートは「自治労 自治研」のホームページから閲覧可能)

午後からは「1%の仕事から考える。課題が価値が変わるとき」というテーマで、公共サービスを題材に「はたらく」「つなぐ」「自治」をキーワードに、トークセッションがありました。働き方研究家の西村佳哲さんをファシリテーターに、し尿収集運搬処理業務

に従事する自治労東大阪市労働組合の前田真さん、立教大学准教授の藤井誠一郎さんの3人が登壇しました。

「1%の仕事」とは、水洗トイレ普及率が99%となった今、前田さんが担う1%の業務を指しています。前田さんからは、業務の実態、作業中に味わう悔しさ、そこから見出した仕事と意識の改革、価値について話しました。西村さんは前田さんの職場見学を通じ「単純労務とされていた「し尿」の仕事を進化させ、社会の誰からも必要とされる業務へと昇華させた先進的な取り組みだ」と語りました。また、この中では災害時にインフラがダメージを受けると、くみとり業務の需要が高まるが、多くの自治体ではその対策が不十分であると指摘し、防災としての課題が提起されました。このセッションでは、一方的に登壇者の話を聞くスタイルではなく、場面ごとに参加者同士が互いに考えを述べる時間も設けられました。

その後は、ポスターセッションのほか、若



▲公務員の早期離職を防ごうと、キャリア支援事業のBeOneと自治労、島根大学が協力し、対話型ボードゲーム「公務員ステップ」を作成。集会で初披露されました。

者に公務職場を知ってもらおうと自治労働組合員と島根大学の学生たちが共同制作をした対話型ボードゲーム「公務員ステップ」を披露するイベント、災害時におけるトイレの実技講習会が行われました。また、今回の集会では昼食弁当の余りをなくすため「フードロス・ゼロ」の取り組みが推進されました。

公務職場での人材育成、防災など多岐にわたるテーマで人材育成を(分科会)

5日は松江市を中心に浜田市や大田市で7つの分科会と2つの特別分科会が開かれ、多様なテーマでセッションや講演が行われました。

【第1分科会】

歩くことで新たな発見が松江の街を記録しながら 闊歩～ようこそ島根へ～自治研入門リターンズ～

まちづくりコーディネーターの伊藤知恵さん、島根県立大学岩本晃典助教のアドバイスのあと、16班、3コースに分かれて、松江のまちに繰り出しました。各班で、街での「気づき」の写真を撮り、アプリに投稿して記録、最後に参加者全体の報告会で気づきの共有を行いました。

【第2分科会】

デジタル技術の可能性を生かし公共サービスの充実を考えよう～地方を変える、AIの力～

自治体業務でのAI・デジタル技術の活用と運用の留意点について学びました。講師の行政情報システム研究所狩野英司さんは、AIの進化は著しく利便性が高い一方、あくまで人間の作業等を補完するツールとして、ルールを策定し活用する重要性を強調しました。

事例報告では、高萩市（公共交通とAI）、

横須賀市（チャットGPT活用）、越前市（メタバース活用）が報告されました。

【第3分科会】

これからの職場のあり方《公務員を一度退職した外の視点から考える》

～公務職場を魅力あるものにするために～

公務職場の採用応募者が減少傾向にあり、若年層を中心に早期離職が増えていることを端緒に、公務職場を魅力あるものにするには何ができるかを主軸にしたセッションが行われました。リアルトークのコーナーでは、公務員を退職した経験がある3人が登壇。退職を決断した経緯、退職前後の心境の変化について話しました。

会場ではLINEのオープンチャット機能を使って、参加者同士が匿名で交流し、リアルタイムでアンケート集計も行うなどSNSを活用しました。



【第4分科会】

ジェンダー平等の環境づくり知識から地域・職場での実践へ

～もう知らないでは済まされないLGBTQ+～

LGBTQ+の理解を深め、どう行動すればいいかを学ぶ「実践」を学びました。トランスジェンダー女性の弁護士として活躍している仲岡しゅんさんから「SOGI理解増進法」についての講演を受け、その後は、政治、

行政、性的少数者の差別禁止法等を求める市民団体、それぞれの立場のLGBTQ+当事者もパネリストに加え、行政の現場に「SOGI理解増進法」をどう生かすかについて、参加者も交え議論を深めました。

【第5分科会】

いのちを守る防災・減災計画

～震度7・その時あなたは～

島根県は全国で唯一原発30km圏内に県庁所在地があることから、「私が原発を止めた理由」の著者であり、元福井地裁裁判長である樋口英明さんを講師に、原発と災害について多角的に論じました。また、パネルディスカッションでは、過去の地震災害の発生時の状況を振り返りながら、参加者の自治体が策定している防災計画・避難計画と照らし合わせ、大規模災害に備えてどのような対策が必要かを話し合いました。



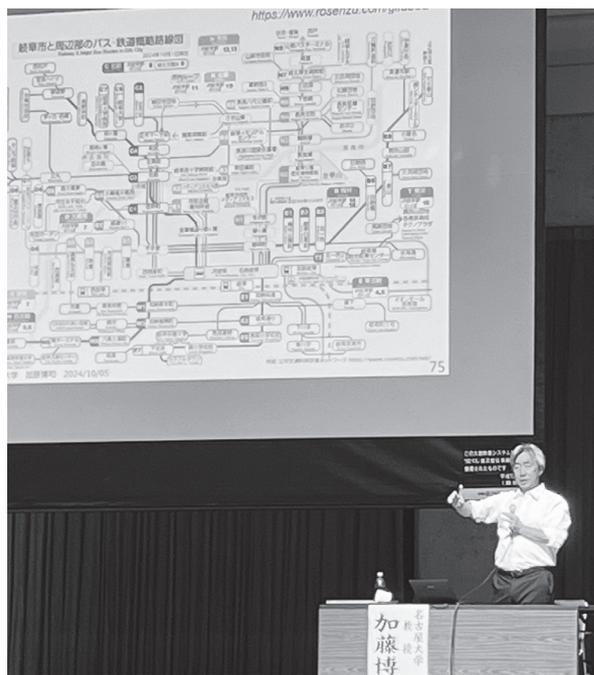
【第6分科会】

地域公共交通の現状と課題

～交通弱者をつくらないまちづくり～

本格的な人口減少や「2024年問題」などの影響により、大きな転換点を迎えている地域交通政策について考えました。「地域公共交通を取り巻く現状や国の施策、課題や問題点」というテーマで名古屋大学教授の加藤博和さんが講演し、現状・課題を整理し、交

通の観点からとらえた「まちづくり」を述べ、ここでは岐阜市の交通政策が取り上げられました。その後はパネルディスカッションを行い、松江市交通局の労使一丸で取り組んだ利用促進の取り組みと路線再編や過疎地域における定額乗合タクシーといった事例報告を受けながら、課題解決にむけたヒントや考え方を共有しました。



【第7分科会】

循環型農村をめざす未来志向の地域づくり

～中山間地域の地域づくり～

浜田市で開催されました。持続可能な地域社会総合研究所の藤山浩所長から、地域の資源（食、エネルギーなど）の地産地消による「域内所得創出」、地域の「域内経済循環」、地域内外との連携による「ローカルコモンズ」をめざしていくという考え方や事例について講演を受けました。島根県立大学地域政策学部の田中輝美准教授からも実践例を含めた講演、島根県邑南町、岡山県西粟倉村、島根県知夫村、高知県大川村から工夫・効果や課題などの事例報告もありました。

【開催県本部特別分科会】

世界遺産と伝統の価値感じる

～世界遺産の町で学ぶ歴史と暮らし～

大田市の石見銀山で行われました。「石見銀山遺跡とその文化的景観」は2007年に鉱山遺跡としてはアジアで初めて世界遺産に登録され、当時の面影を残す街並みには今も人々が暮らしています。散策を含めたフィールドワークなどを行いました。



【本部特別分科会】

持続可能な未来をめざし議論深める

～地域から考えるカーボンニュートラル～

講演では、東京大学未来ビジョンセンター・高村ゆかりさんが自然災害が招く世界的な経済損失額などを例示し温暖化対策の緊急性を訴えました。

パネル討論では自治労・石上委員長が「災害を招き、日常の屋外作業をも危険にする温暖化の防止は組合員の命を守る取り組みでもある」と指摘。出雲市・飯塚市長は脱炭素化にむけた豊かな暮らしの実践、大正大学・地域構想研究所所長の片山善博さんは目標達成への社会的な運動の必要性を指摘し、労働組合への期待を述べました。

参加者からの感想

●自治研センター 富樫 幸一

全体会前日に行われた歓迎レセプションで

は、丸山達也島根県知事、上定昭仁松江市長も挨拶に立たれて、島根を挙げての歓迎を受けました。全体集会のオープニングでは「さだ須佐太鼓」、レセプションでも「石見神楽」のパフォーマンスで会場は盛り上がりました。演じていたのは、地域づくりにも取り組まれている島根の自治労組合員さんということで、それもびっくりでした。

島根大学で開かれた学会などで松江市を訪れたことはこれまでもありますが、宍道湖に面した落ち着いた雰囲気を感じられました。時間をみて訪れた、モダンな島根県立美術館と宍道湖に沈む夕陽も魅力的でした。



●各務原市労連 志賀 年男

第17回地方自治研賞の発表のなかで、川崎市でヘイトスピーチ・デモが繰り返し行われた結果、差別のない人権尊重のまちづくり条例が制定・全面施行となった事例を知りました。自治研セッションでは、くみとりの業務を行うパネラーが屈辱的な経験をした話を聴き、自分も若い頃に従事者にいやな思いをさせたのではと感じ、また、災害時に不衛生、段差、数が少ないといった問題により、トイレに行くことが苦痛になり、水分補給と食事を我慢する結果、高齢者や障がい者が亡くなり、助けられなかったと涙するパネラーの姿が印象的でした。セッションのあと、簡易トイレの使い方も体験しました。

第4分科会では、性同一性障害の公務員が、使用するトイレの場所を制限され、最高裁が違法と判断した事例紹介がありました。LGBTQ+ 当事者は、皆と変わらず特殊な人ではないため、差別することなく、平等な環境づくりが必要であるという旨の話を聴きました。人権・差別、ハラスメントについて、振り返る機会であり、有意義な2日間でした。

●岐阜市職労 杉浦 武

全体会のセッションでは、し尿処理業務従事者から見た現在の災害対応の不完全さと過去の災害で学んだはずの教訓が意味を成していないことが紹介されました。また、便利さに慣れ、災害時に失われる部分を知らない者が増えていると警鐘が鳴らされました。私自身も、災害時には集合住宅等の水洗トイレが使用不可となることは知りませんでした。また、同じ仕事をしている職員間でも、仕事に対する熱意や思い入れ、外部からの意見等の受け止めについて大きく差があることから、全員で同じ方向を向くためには根気が必要だと学びました。

今回、初めて自治研全国集会に参加しましたが、全国の仲間や何より開催地の盛り上がりには圧倒されました。尽力されたスタッフに感謝するとともに、学んだことを今後の活動に活かしていくことを改めて決意しました。

●関市労連 中村 拓哉

前田真さんから、し尿くみとりの現場の意識改革や災害時におけるトイレ問題について話を伺いました。災害時のトイレ対策のスペシャリストになることを実践し誇りを持って仕事ができるよう改革に取り組んだこと、また、人口減少により徐々に減少するくみとりの仕事及び人員の中で、災害時には最も重要

なトイレ問題の最前線に立つ職業であるため、「地域の公衆衛生を守る」ことを仲間と確認し合い仕事に取り組んでいる姿は、自身の仕事への向き合い方を改めて考えるきっかけとなり、大変刺激を受けました。

本部特別分科会「地域から考えるカーボンニュートラル」に参加しました。気候変動により本市にも大きな被害を及ぼした西日本豪雨など異常気象や経済損失が発生している中で、災害対応を担う職員として改めて考えていかなければならない課題だと痛感しました。2日間の集会を通し大変印象深い体験となりました。



●関市議会議員 土屋 雅義

自治研セッションでは、「1%の仕事（し尿くみとり）から考える。課題が価値に変わるとき」のテーマで行われました。「働くって何?」「どういう事?」「なぜ働くの?」を問われた気がします。ある会社のCMではないですが、「今まで一人でやってきた」「仕方ないから働くのだ」「そう思っていた自分を変えてくれたのは会社だった」「どうせやるなら楽しくトライ」「みんなでやろう、まずは進もう」と、仕事はおもしろくないといけない。自分に与えられた仕事からはみ出してみよう楽しみを見つけ、自治の仕事に付加価値を付けていかなければ民間委託に流れていく仕事もあるというセッションでした。

「地域公共交通の現状と課題」の分科会の基調講演では、名古屋大学・加藤博和さんの歯に衣着せぬ講演があり、地域公共交通計画をコンサルに丸投げはナンセンスであり、今、公共交通を利用していない市民にアンケートを取っても、「車を運転しなくなったら、『乗る乗る』っていう詐欺」にあうだけで「真の公共交通計画は出来ない」というフレーズが印象的でした。



●岐阜市議会議員 富田 耕二

先の地方自治法の「改正」は、国の命令が強くなり、地方分権に逆行しています。この間のコロナワクチン、マイナンバーカード、定額減税・給付金など、国からの業務に振り回され、地方は国の下請けでないか、市民のためになることは何か、地方自治体の仕事は何かのヒントをくれるのが、全国の自治研活動であると感じました。

「地域公共交通の現状と課題」分科会では、「赤字問題が言われるが、地域交通は社会保障であり、医療保険などと同じように税金などで負担することは普通のことではないか」という講師の言葉に、はっとさせられました。また、自治体、地域の企業、団体が知恵を絞って、地域交通を守ろうとしていることを知ることができ、改めて地方自治体の役割を考える機会となりました。ぜひ全国自治研の熱気を感じてもらおうよう、単組へ呼び掛けたいと

思います。

●高山市労連 島垣 俊浩

第2分科会に参加しました。自治体におけるAIの活用は、急速に進むと思われるが、あくまでも業務を補助し、効率化やサービス向上に寄与する手段だと考えています。運用にあたっては倫理感が重要で、AIはネット上の膨大な資料を解析して回答を出し、その回答を保管学習する機能を有しているため、運用を重ねることで真実でないことも真実と回答することも懸念されます。国の進める行政のDX化は「人手不足解消」とアナウンスされているが、人を減らせばAIの間違った使い方を行なうことも防ぐことができません。

AIによる業務プロセスの自動化や最適化は、プライバシーやデータセキュリティの管理などには十分な注意が必要で、現在の行政には機械との対話ではなく人との透明性と客観性、迅速な市民との対話が求められています。今回、自治研集会で様々な場でAIの活用方法を学べたことは有意義であったと同時にAIの危険性も感じました。



●多治見市労連 久野 浩志

旧暦の10月は「神無月（かんなづき）」と呼ばれているが、全国の八百万の神々が出雲に集まることから、出雲では「神在月（かみ

ありづき)」と呼ばれています。今回の集会には、全国から2,600人を超える参加者が集い、『創ろう、市民自治のゆたかな社会 結びつなげる！しまね自治研』というテーマのもと、地域社会を少しでもより良い方向へと変える取り組み、自治研活動を学びました。

分科会では「ようこそ島根へ～自治研入門リターンズ～」に参加しました。4～5名のチームに分かれ、松江市内のまちを歩きましたが、この分科会は、会議室の中で講演や事例報告を聞くものではなく、まちを歩くことで、松江の良さや課題を体感するものでした。私たちのチームは、4時間ほど松江城周辺エリアを中心に歩きましたが、地元の方のあたたかさや、昼食のしじみ丼の美味しさは忘れられません。この経験で学んだ、まちを歩くことで得られる発見や価値を、今後の自治研活動にしっかりと活かしていきたいです。



●大垣市労連 森井 直哉

松江市では、「さだ須佐太鼓」のおもてなしを受け、島根の方々の人を招く姿勢に心を打たれました。観光都市とは、地元民の祖先からの伝統を守ることによって成り立っていることを感じるとともに、島根の方々の熱い思いのおかげで、2日間とても充実した時間を過ごせました。

自治研セッションでは、風通しの良い職場環境作りが大切なこと、分科会では「いま、

公務職場ではなにが起きているのか？～自治体の若手職員の現状と課題」の資料が大変興味深かったです。現在、私の職場では、新規採用が少なく、若手職員の離職が多い現状ですが、これは、どこの職場でも同じような現象が起きているのではないのでしょうか。「なぜやめるのか」「どうしたら職場で自己実現ができるのか」など、具体的に研究がされており、さっそく職場で、若手職員の相談の対処法など実践できそうです。そして、もっと、職場が人を大切にしていける必要があると感じ、その行動ができるような気がします。今、職場で課題になっていることに対して、とても参考になる研究がされており、自治研、自治研活動は全国の職員にとっても有用であると感じました。

●郡上市職 嶋野 庄吾

岐阜から島根へ行くには大変遠いと感じましたが、思い切って参加してよかったです。分科会でLINEのオープンチャットを活用して投票に回答したり質問やコメントを入れたりすることで、参加者の皆さんの意見・考えを共有し、さらに自分の現状を振り返ったり今後の展望を思い描いたり積極的に取り組みました。公務職場の人手不足・中途退職を防ぐには、入庁する前後のギャップを埋める取り組みや職員が様々な学びや体験を通して成長・自己実現していく事が大切だと強く感じました。

様々な登壇者の方のお話やグループワークを通して、いい意味で自治体職員が社会に与える影響を大きく与える事にも気付かせてもらえた気がします。自治研＝組合員の「したいこと」「できること」の小さな一歩から気軽にチャレンジし、職員の成長や職場の変化だけでなく、住民・地域・社会・関係団体等

が手を取り合ってよりよいコミュニティづくりや活動を展開していく事を実感し、次への一歩につなげていきたいです。参加させていただきありがとうございました。

●県本部 平光 貴博

私は、自治研中央推進委員として、北信地連と東海地連の各委員と共に、第3分科会「公務職場を魅力あるものにするために」を担当しました。過去にも、何度か自治研全国集會に参加しましたが、今回は、役割があり緊張しての参加でした。

何度も中央推進委員会が開催され、分科会の内容等を打合せし、皆さんに喜んでもらえるような内容にするよう、委員みんなで話し合いをし、当日を迎えました。本当に多くの方に参加していただき、分科会ではLINEによる意見も活発に出され、大変意義のあるものとなりました。私自身も大変勉強になり、この自治研全国集會で得た事を、今後の県本部運動に活かしていきたいです。

表されました。福井県は自治研活動が非常に活発であり、その経験やアイデアを活かし、地域資源や特色も取り入れた内容が展開されることが期待されます。

「自治研集會」を通じて全国の仲間と情報交換や意見交換を行い、新たな視点や仕事のアイデアに触れる場として、より多くの皆さんに参加していただけたらと思います。

次回の自治研集會は2026年に福井県で開催



▲島根県から福井県にバトンタッチ。次回は福井市を中心に開催されます。

次回の自治研集會は2026年10月2日から3日(予定)にかけて、福井県福井市のフェニックスプラザを中心に開催されることが発

少数与党での通常国会が始まった。法案成立のために与党側がどのような対応をするか注視していきたい。野党側もそれぞれの思惑により足の引っ張り合いをしないことを強く望むものである。野党間のほころびを与党は見逃さない。国民にとって深い議論が実施されることを望む。

再審法の改正については、超党派の議員連盟が発足し活動が行われている。再審法についての具体的な問題点は本号特集で神谷弁護士が「刑事司法の課題」として寄稿していただいている。是非読んでいただき課題の共有をお願いしたい。

アメリカではトランプ大統領が就任した。早速関税引き上げを交渉のカードとして他国との議論が進んでいる。自国第一主義が今の世界でどのように扱われていくのか、世界の潮流となるのか。そしてその先に何があるのか。